



鬼怒川地域森林計画書

(鬼怒川森林計画区)



スギの新植地（宇都宮市）

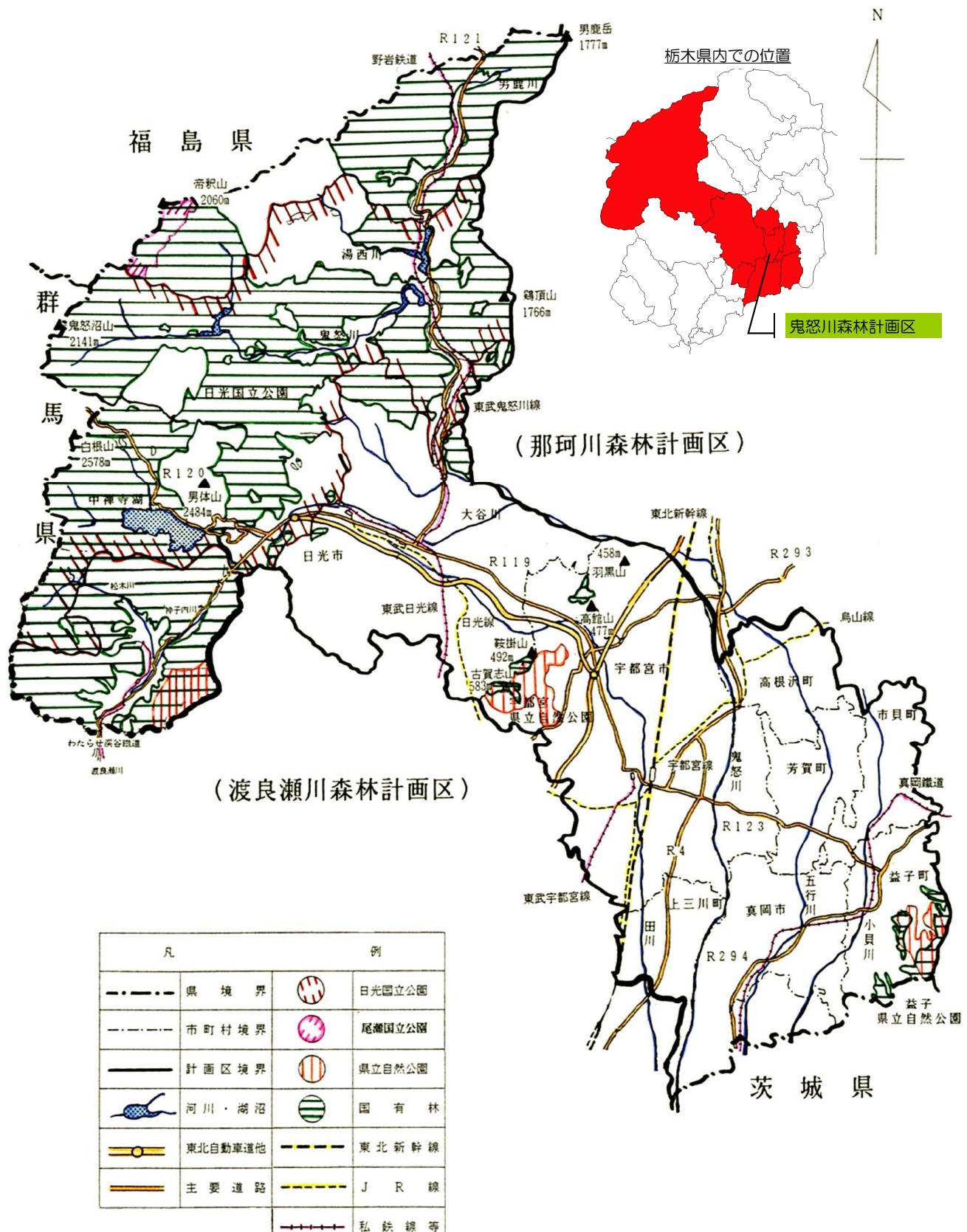
計画期間 自 平成31(2019)年4月 1日 至 平成41(2029)年3月31日

栃木県



樹立年月日：平成30(2018)年12月25日

鬼怒川森林計画区の位置図



目 次

計画にあたって	-----	1
---------	-------	---

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	-----	
(1) 位置及び面積	-----	3
(2) 自然的背景	-----	3
(3) 社会・経済の状況	-----	4
(4) 計画区の森林・林業等の状況	-----	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	-----	8
3 計画樹立に当たっての基本的考え方	-----	11

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	-----	12
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	-----	13
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	-----	
(1) 森林の整備及び保全の目標	-----	13
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	-----	14
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	-----	15
2 その他必要な事項	-----	15
3 森林の整備に関する事項	-----	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	-----	
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	-----	16
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	-----	18
2 造林に関する事項	-----	
(1) 人工造林に関する指針	-----	19
(2) 天然更新に関する指針	-----	20
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	-----	21
3 間伐及び保育に関する基本的事項	-----	
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	-----	22
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	-----	22
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-----	
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	-----	23
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	-----	26
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	-----	27

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 -----	27
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 -----	27
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	28
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 -----	28
(6) その他必要な事項 -----	28
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 -----	28
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 -----	28
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 -----	29
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 -----	29
(5) その他必要な事項 -----	30
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 -----	31
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 -----	31
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 -----	31
(4) その他必要な事項 -----	31
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する事項 -----	31
(2) 保安施設地区に関する事項 -----	31
(3) 治山事業に関する事項 -----	31
(4) 特定保安林の整備に関する事項 -----	31
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 -----	31
(2) その他必要な事項 -----	32
4 森林の保護等に関する事項	
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針 -----	32
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。） -----	32
(3) 林野火災の予防の方針 -----	32
第5 保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準 -----	33
2 その他保健機能森林の整備に関する事項 -----	33
第6 計画量等	
1 伐採立木材積 -----	34
【参考】主伐面積 -----	35

【参考】素材生産量 -----	36
2 間伐面積 -----	37
3 人工造林及び天然更新別の造林面積 -----	38
4 林道の開設又は拡張に関する計画	
(1) 林道の開設・拡張計画 -----	39
(2) 基幹路網の現状 -----	45
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 -----	46
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 -----	46
(3) 実施すべき治山事業の数量 -----	47
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 -----	47
7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区 -----	48
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法 -----	50
2 制限林の区分別の施業方法 -----	59
3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域 -----	60

III 参考資料

1 森林計画区の概況	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積 -----	61
(2) 土地利用の現況 -----	62
2 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表 -----	63
(2) 制限林普通林別森林資源表 -----	66
(3) 市町村別森林資源表 -----	67
(4) 所有形態別森林資源表 -----	68
(5) 制限林の種類別面積 -----	69
(6) 樹種別材積表 -----	70
(7) 特定保安林の指定状況 -----	70
(8) 荒廃地等の面積 -----	71
(9) 森林の被害 -----	72
(10) 防火線等の整備状況 -----	72
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林家数 -----	73
(2) 森林経営計画の認定状況 -----	74
4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	
(1) 森林より森林以外への異動 -----	75
(2) 森林以外より森林への異動 -----	76

計画にあたって

1 森林計画制度について

森林は、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現や、木材等の林産物の供給源としての経済活動との結びつきなど、多くの働きで私たちの暮らしを支える大切な存在です。

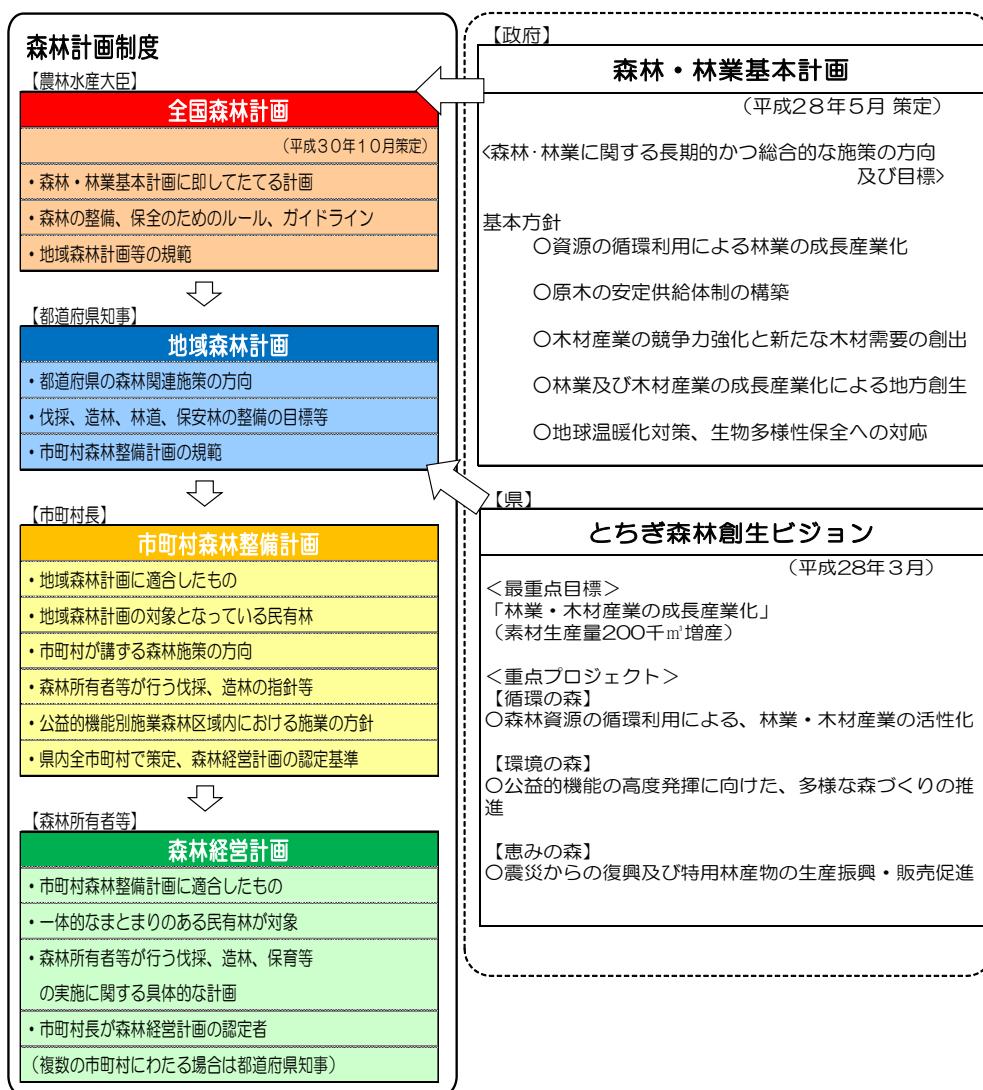
無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害を発生させる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給にも支障をきたすことがあります。しかも、森林の造成には長い年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではありません。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いの推進が必要であることから、森林法において森林計画制度が定められています。

2 地域森林計画について

地域森林計画は農林水産大臣の定める森林計画区毎に都道府県知事がたてるもので、森林関連施策の方向と地域的特性に応じた森林整備や保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の指針となることを目的とするものです。

本計画は全国森林計画に即し、県の分野別計画である「とちぎ森林創生ビジョン」の内容を踏まえ策定しています。



全国には158の森林計画区があり、栃木県には「那珂川森林計画区」「鬼怒川森林計画区」「渡良瀬川森林計画区」3つの計画区があり、各計画区毎に10年を1期とする計画を5年ごとに作成しています。



【該当する市町】

・那珂川森林計画区

大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 茂木町 塩谷町 那須町
那珂川町

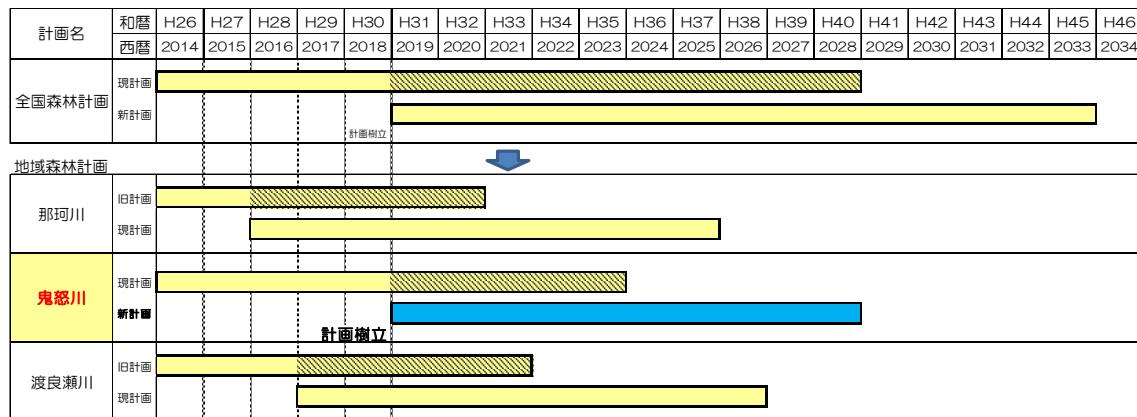
・鬼怒川森林計画区

宇都宮市 日光市 真岡市 上三川町 益子町 市貝町 芳賀町 高根沢町

・渡良瀬川森林計画区

足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 下野市 壬生町 野木町

全国森林計画と地域森林計画の計画期間



I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

本計画区は県の中央に位置し、東は那珂川森林計画区、西は渡良瀬川森林計画区、南は茨城県、北は群馬県、福島県にそれぞれ接し、宇都宮市、日光市、真岡市ほか5町からなっている。総面積は238千haで県土の37%を占めている。

(平成29年10月1日現在、全国都道府県市町村別面積調(国土地理院))

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

本計画区の北西部は、男体山、太郎山、女峰山などの日光火山群が連なっている。これらの峰々は南東部に傾斜し、羽黒山、古賀志山などの低山地となる。また、北部から西部には男鹿岳、帝釈山、白根山などが連なっており福島・群馬県との県境を形成している。一方、中央部の平坦地は関東平野の最北部を形成し、東部の丘陵地は喜連川丘陵地の一部に属している。

(イ) 水系

本県中央部を南流している鬼怒川に向かって、北西方向から男鹿川、湯西川、大谷川などの中小河川が流入している。また、日光市に源を発する田川は、途中で赤堀川、山田川、釜川などの支流を合わせ南流する。さらに、計画区の東部地区には利根川に注ぐ五行川、小貝川が流れている。

イ 地質及び土壤

(ア) 地質

北西部の山地は、主として中生代花崗岩類・石英斑岩・流紋岩類から構成されているが、日光火山とその周辺地域においては、これらの基岩の上に日光火山群の火山灰・火山砂が堆積している。福島県境の帝釈山地においては、古生代粘板岩・砂岩の互層よりなっているが、チャートや石灰岩をレンズ状にはさんでいる。中央部の山地は、第三紀安山岩・流紋岩・石英斑岩から構成されており、これに続く中央部から南西部の平野部は、更新統上部砂礫層及び沖積層が堆積している。

(イ) 土壤

北西部の山地の標高1,500m位までは、褐色森林土・黒ボク土が分布しており、水分環境などの異なりから、尾根部には乾性褐色森林土壤、山腹下部や沢筋には湿性褐色森林土壤が分布している。それ以上の高地では、ポドゾルが広く分布している。足尾地区や鬼怒川上流域の急斜面には、岩石地や岩屑地が分布する。中央部の山地は、一部に岩石地やグライ土が分布するが、ほとんど褐色森林土に覆われている。平野部は、黒ボク土が広く分布するが、南北に連なる沖積低地は灰色低地土となっている。

ウ 気候

本計画区の気候は、北西部の山岳地帯では気温が低く積雪量が多いという日本海型の気候を示している地域もあるが、全般的には太平洋型気候に属し、冬季は乾いた冷たい北西の季節風が強い。北西部の山岳地帯の年平均気温は8°C前後で、冬季

に1m以上の積雪となるところが少なくない。

また、北西部の年間降水量は2,000mm前後となっている。一方、南部の平野部の年平均気温は14°C前後であり、温暖で冬季の積雪はほとんど見られない。南部の年間降水量は1,400mm前後である。

(3) 社会・経済の状況

ア 人 口

本計画区の人口は、県総人口の40%に当たる791千人で、人口密度は332人/km²であり、県の人口密度306人/km²を上回っている。なお、人口は宇都宮市を中心とした平野部に集中している一方で、日光市の旧足尾町・旧栗山村では過疎化が進行している。(平成29年10月1日現在、平成29年栃木県の人口、栃木県統計課)

イ 産 業

本計画区の総生産額は37,856億円で、県全体の46%を占める。産業別に見ると、第1次産業が約1%、第2次産業が約40%、第3次産業が約59%となっており、製造業、卸・小売業、サービス業が主体である。

産業別就業者の総数は363千人で、第1次産業18千人(約5%)、第2次産業106千人(約29%)、第3次産業239千人(約66%)であり、第3次産業への就業者率が高い。

(平成27年3月31日現在、市町村民経済計算、栃木県統計課)

(平成27年国勢調査)

ウ 土地利用の状況

本計画区の土地238千haのうち森林が60%を占めており、農用地が18%、宅地が7%、その他が15%となっている。

(平成28年版 栃木県統計年鑑)

エ 交通網

本計画区には、首都圏と連絡するJR東北新幹線、JR宇都宮線、JR日光線、東武日光・鬼怒川線、東武宇都宮線、東北自動車道、北関東自動車道、国道4号、国道119号、などの交通ネットワークが整備されている。

(4) 計画区の森林・林業等の状況

ア 森林の概況

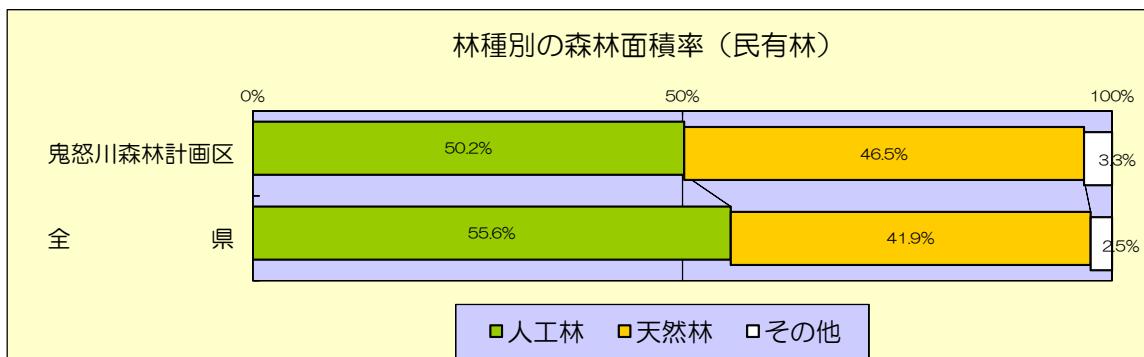
本計画区の森林は北西部に偏在し、森林面積142千haのうち民有林は60千haで全体の42%を占めている。人工林率は50%と県内3計画の中で最も低くなっている。

(ア) 林種別の森林面積(民有林)

(単位:ha)

区分	人工林	天然林	その他	合計	人工林率
鬼怒川森林計画区	30,287	28,074	1,972	60,333	50.2%
全 県	122,590	92,300	5,500	220,390	55.6%

(森林GISによる算出)



(Ⅰ) 樹種別の森林面積（民有林）

(単位 : ha)

区分	鬼怒川森林計画区		全 県	
	森林面積	構成比	森林面積	構成比
ス ギ	16,310	27.0%	68,539	31.1%
ヒ ノ キ	10,615	17.6%	44,846	20.3%
その 他 針	7,363	12.2%	19,483	8.8%
広 葉 樹	24,073	39.9%	82,022	37.2%
そ の 他	1,972	3.3%	5,500	2.5%
計	60,333	100.0%	220,390	100.0%

(森林G I Sによる算出)

樹種別の森林面積率（民有林）

イ 林 業

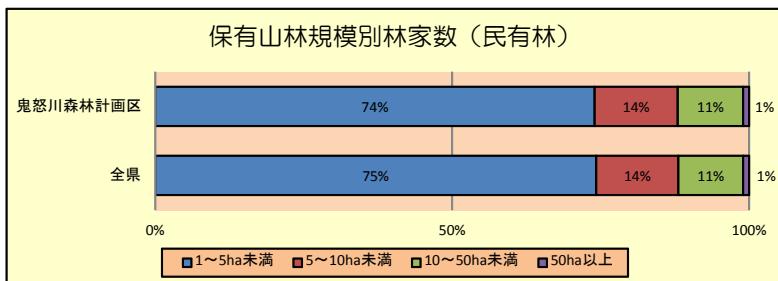
本計画区の北西部に位置する日光市を中心とした地域では、古くからスギ・ヒノキの人工林施業が盛んな地域である。また、南東部丘陵地帯では、ナラ・クヌギ等のシイタケ原木生産が行われている。日光市の一部を除き小規模な森林所有者となっており、森林組合を中心とした施業の受託による経営が主流となっている。

(Ⅱ) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区分	総数	1~5ha未満	5~10ha未満	10~50ha未満	50ha以上
鬼怒川森林計画区	4,188	3,108	587	449	44
全 県	16,078	11,991	2,215	1,713	159

(注) 2010世界農林業センサスによる。

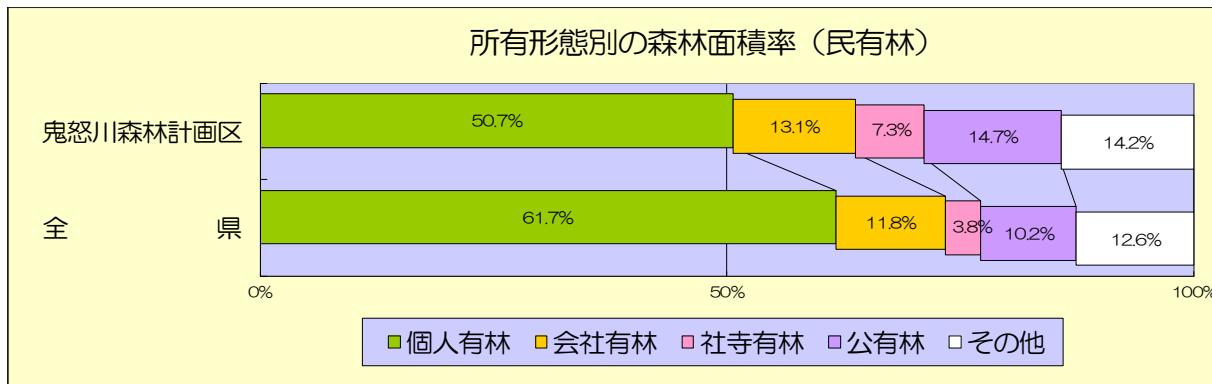


(イ) 所有形態別の森林面積

(単位：ha)

区分	鬼怒川森林計画区		全 県	
	森林面積	構成比	森林面積	構成比
個人有林	30,566	50.7%	135,921	61.7%
会社有林	7,902	13.1%	25,900	11.8%
社寺有林	4,423	7.3%	8,308	3.8%
公有林	8,870	14.7%	22,487	10.2%
その他	8,572	14.2%	27,774	12.6%
計	60,333	100.0%	220,390	100.0%

(森林GISによる算出)



ウ 森林の公益的機能

本計画区は、複数の大規模ダムを抱え、地域内及び下流都県の重要な水源となつており、水源の涵養、山地災害防止等、森林の持つ多様な機能を発揮している。

また、森林の公益的機能の維持増進のため、計画区内の約53%の民有林が保安林に指定されている。

なお、本計画区には日光国立公園及び2つの県立自然公園があり、保健休養の場としても広く利用されている。

【保安林の現況面積】

(単位：ha)

区分	計	水源涵養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	防風	水害・干害防備	保健
鬼怒川森林計画区 (構成比)	31,677	20,856 (36%)	10,508 (51%)	37 (46%)	0 (0%)	272 (48%)	6,494 (6,490) (73%) (76%)
全 県	79,168	57,494	20,710	81	21	561	8,847 (8,546)

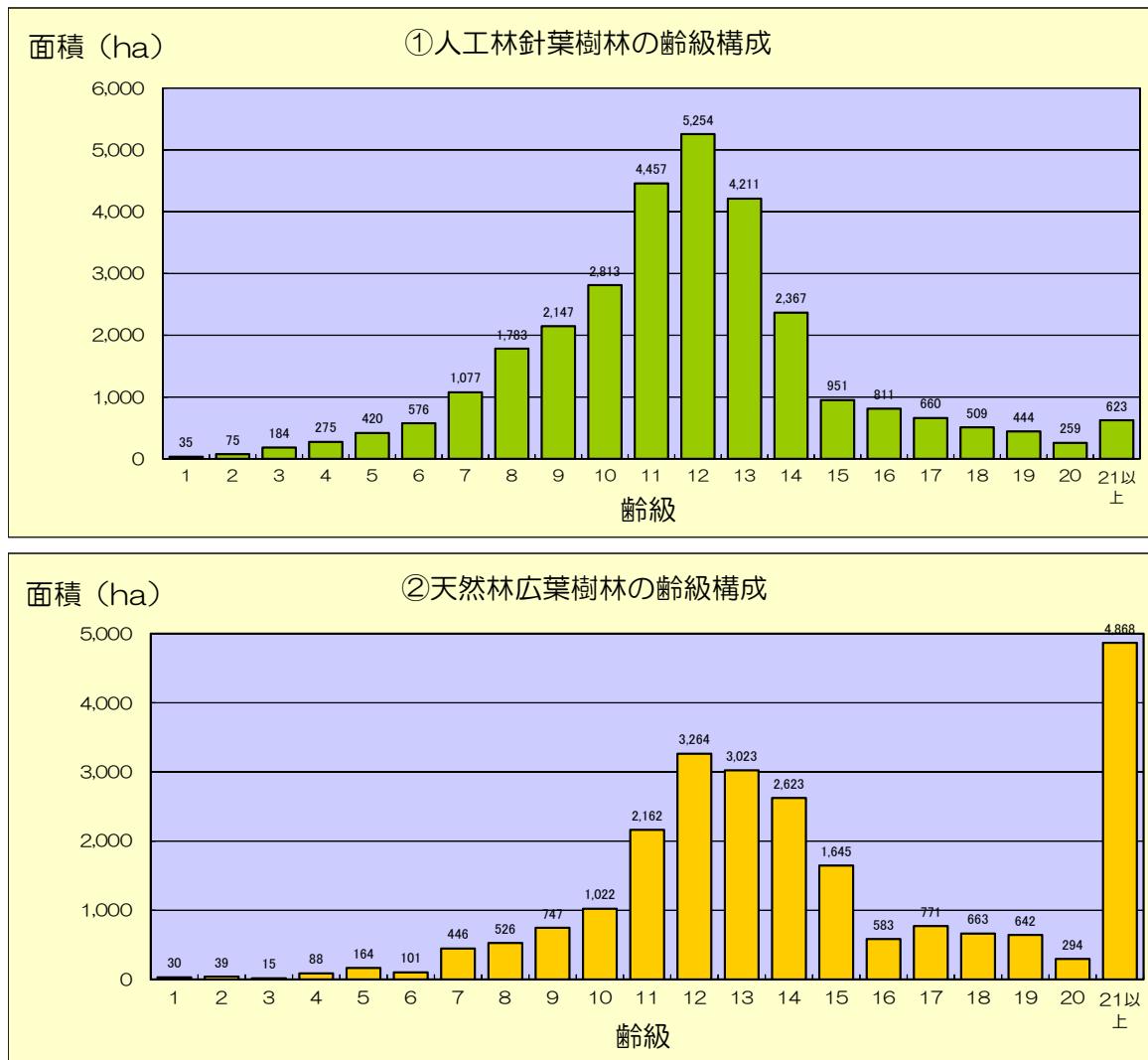
(注) 保健保安林の右欄()書きの数字は、兼種保安林で内数

(平成30年3月31日現在)

土砂崩壊防備保安林37haの中に落石防止保安林2haを含む

工 森林資源

本計画区には、戦後間もなく造成された多くの人工林があり、齢級構成のピークが12齢級のピラミッド構造となっている。



才 路 網

本計画区は地形が急峻であることから、林内路網密度が約28m/haと県平均と比べて低位となっている。

力 森林被害

本計画区北西部の人工林では、シカ・クマによる壯齡木の剥皮被害や植栽地における幼齢木の食害（シカ）が深刻な状況となっている。また、松くい虫による被害は365m³であり、県全体の5%を占めている。

区分	シカ・クマ被害面積		松くい虫被害材積	
	面積	構成比	材積	構成比
鬼怒川森林計画区	8	29%	365	5%
全 県	28		7,228	

(注) シカ・クマ被害面積は、H29年度の新規被害面積（実損面積（被害区域面積 * 被害率））

(注) 松くい虫被害材積は、H29年度の被害材積

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積及び間伐面積

ア 計画と実行状況

(ア) 伐採立木材積

単位 材積：1000m³、実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	310	460	770	292	310	602	94	67	78
針葉樹	275	460	735	277	310	587	101	67	80
広葉樹	35	-	35	15	-	15	43	-	43

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5力年分に対応する計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5力年分の実行量である。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量である。

(イ) 間伐面積

単位 面積：ha、実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
5,690	3,944	69

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5力年分に対応する計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5力年分の実行量である。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量である。

イ 実行結果の概要及びその評価

- ・主伐は、「森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」及び「とちぎ森林創生ビジョン」で掲げる目標達成に向け、素材生産体制の整備・強化に努めしたことにより、ほぼ計画通りの実績となった。
- ・間伐は、「とちぎの元気な森づくり県民税」等により実施していたが、雪害や豪雨災害の復旧等により、計画を下回った。

(2) 人工造林・天然更新別面積

ア 計画と実行状況

単位 面積：ha、実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
760	338	44	560	189	34	200	149	75

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5力年分に対応する計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5力年分の実行量である。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量である。

イ 実行結果の概要及びその評価

- ・開発行為による林地の転用や、伐採後造林を行うまでに複数年を要することにより、人工造林、天然更新とともに計画を下回った。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

ア 計画と実行状況

単位 延長：m、実行歩合：%

区分	開 設 延 長			改 良 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	17,930	614	3	33,190	2,376	7
基 幹 林 道	-	-	-	7,700	965	13
そ の 他	17,930	614	3	25,490	1,411	6

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量である。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量である。

3 基幹林道とは、広域の利用区域面積（概ね1,000ha以上）を対象とする林道である。

イ 実行結果の概要及びその評価

- ・開設、改良ともに土地所有者等の地域の合意が得られなかったこと及び平成27年9月の関東・東北豪雨災等の影響により計画量を下回った。

(4) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

(ア) 計画と実行状況

単位 面積：ha、実行歩合：%

林 種	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水 源 涵 養	700	363	52	1	5	500
土 砂 流 出 防 備	35	98	280	-	0	皆増
保 健	-	-	-	-	1	皆増
干 害 防 備 (保 健)	-	-	-	-	0	皆増
計	735	461	63	1	6	600

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量である。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量である。

3 干害防備（保健）は干害防備と保健の兼種保安林である。

(イ) 実行結果の概要及びその評価

- ・保安林指定は土地所有者に充分な理解が得られなかつたことにより、計画を下回る実行となつた。

イ 保安施設事業（治山施設）

(ア) 計画と実行状況

単位 地区数：箇所、実行歩合：%

施 工 地 区 数		
計 画	実 行	実 行 歩 合
37	81	219

(注) 1 計画欄は、前計画の前半5カ年分に対応する計画量である。

2 実行欄は、前計画の前半5カ年分の実行量である。ただし、本計画の樹立年度の実行量については見込量である。

(イ) 実行結果の概要及びその評価

- ・治山事業施行地区数は平成26年2月の雪害や平成27年9月の関東・東北豪雨災のほか多発しているゲリラ豪雨災害等による被災林地の早期復旧を図るために計画を上回る実行となつた。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保するため、「全国森林計画」に即し、森林関連施策の方向と地域的な特性に応じた森林整備や保全の目標、達成するための誘導方法及び計画量を明らかにするとともに、市町が策定する「市町村森林整備計画」の指針となることを目的に策定する。

計画の策定に当たっては、前計画の実行結果及び評価を踏まえつつ、県の分野別計画「とちぎ森林創生ビジョン」（以下「ビジョン」という）の施策目標及び目指す方向性を、本計画区の特性に合わせて反映させた計画とする。

【本計画区の特性】

本計画区における林業の中心は、北西部に位置する日光市を中心とした地域であり、古くからスギ・ヒノキの人工林施設が営まれてきたが、地形が急峻であるなどの理由から、沢沿いの突っ込み林道と、そこから分岐する作業道が主の路網が形成されている。そのため、十分な森林資源を有しているにもかかわらず、路網からの距離が遠いことから、未利用林分も多く存在している。

さらに、シカによる造林木の食害が障害となり、皆伐施設への取組が進んでいない。

また、本計画区は保安林率が他の計画区と比べて高いことから、木材の生産の場としてだけではなく、水源のかん養や山地災害の防止、地球温暖化防止などの公益的機能の発揮も強く求められている地域もある。

一方、南東部は平坦で、広葉樹林が広がっており、里山林として保全管理が求められている。

【計画の方向性】

豊富な森林資源や地形・気象条件、林業等の優位な立地性など地域の特性を活かした計画とし、「ビジョン」に掲げた森林資源の循環利用及び森林資源のフル活用の推進を目指す。

また、森林資源の循環利用を基本としながら、持続的な林業経営及び木材産業の成長産業化を見据えた木材需要の増大化及び多様化への対応を配慮し、県民へもたらす様々な公益的機能の十分な発揮に配慮した伐採計画とする。

特に、昨今叫ばれている地方創生への貢献も視野に入れ、日本の林業の最大の強化ポイントと指摘されている「素材生産量の増大」に向け、主伐及び搬出間伐の促進に重点をおくとともに、作業の効率性を高めるため、路網整備や搬出作業の機械化などを促進する。

また、公益的機能が求められている区域では、多様な森づくりに努め、機能の維持増進を図る。

さらに、北西部の獣害が深刻な地域においては、適切な獣害防止対策を講じる。

一方、里山林においては、豊かな自然環境の保全と活用を促進する。



手入れされた人工林（日光市）

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

所管事務所名	市町村名	面積(ha)	備考
県西環境森林事務所	日光市	45, 040	
	事務所計	45, 040	
県東環境森林事務所	宇都宮市	7, 591	
	真岡市	1, 424	
	上三川町	145	
	益子町	2, 595	
	市貝町	2, 378	
	芳賀町	703	
事務所計		14, 836	
矢板森林管理事務所	高根沢町	457	
	事務所計	457	
森林計画区計		60, 333	

(注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2の規定に基づく林地の開発行為の許可制、同法第10条の7の2に基づく森林の土地所有者となった旨の届出制及び、同法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制等の対象となる。

3 森林計画図の縦覧場所は、県西環境森林事務所、県東環境森林事務所、矢板森林管理事務所、関係市役所及び町役場とする。

4 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

5 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林は、水源の涵養^{かんよう}、国土の保全及び快適な生活環境の保全等の公益的機能や木材生産等の多面的機能を有している。

地域森林計画では、この森林の持つ多面的機能を5つに区分し、すべての森林について機能評価（注）を行っている。

注：「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価

本計画においては、この区分に基づき、森林の整備及び保全に関する基本的な事項を定め、その評価をもとに、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮できるよう、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導することとする。

【森林の機能評価区分】

森林の機能評価区分	
機能	機能の説明
水源涵養機能	・水資源を保持し渴水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能
山地災害防止機能／土壌保全機能	・自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	・生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	・保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能
木材等生産機能	・木材等森林で生産される資源を培養する機能

（1）森林の整備及び保全の目標

本計画区は、県の中央部に位置し、3市5町からなる。本計画区北西部には日光林業地域があり、南東部には関東平野に連なる農業地帯の平地林が分布し、県都を含んだ計画区である。また、北西部に日光（一部尾瀬）国立公園、中央部に宇都宮県立自然公園、南東部に益子県立自然公園がある。

これらの地域の森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や地域特性に応じた治山施設の整備等により、健全で多様な森林資源の維持造成を推進する。

森林の有する機能の発揮の上から望ましい森林の姿については、次のとおりである。

【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壤を有する森林

山地災害防止機能 ／土壤保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壤を保持する能力に優れた森林 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止／土壤保全などの各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に發揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとする。

【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方針】

森林の機能	整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本 伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散 自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進 自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進 溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進 将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を推進。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林資源の現況から計画期間内の森林の整備目標を次のとおり計画した。

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	28, 674	29, 104
	育成複層林	1, 799	1, 819
	天然生林	29, 860	29, 410
	計	60, 333	60, 333
森林蓄積 m³/ha		235	254

(注) 育成单層林：森林を構成する林木を一度に伐採し、植栽等により单一の樹冠層を構成する森林として維持する施業を行う森林

育成複層林：森林を構成する林木を計画的に繰り返し伐採し、植栽等により樹種や高さの異なる樹冠層を構成する森林として維持する施業を行う森林

天然生林：主として天然力を活用することにより、成立させ維持する施業を行う森林

2 その他必要な事項

当計画区内の森林は、北西部がブナ、ミズナラ等の天然広葉樹林帯、中央部が人工林帯、南東部が里山の景観を形成している広葉樹林帯に大別される。

日光国立公園の中心をなす日光市は保健・休養の場として森林の総合利用が行われている反面、近年はクマ・シカによる皮剥被害や新植地の食害が増加しており、自然景観や生活環境の保全、さらに野生鳥獣との共存にも留意した多様な森林整備が重要である。

南東部の広葉樹林帯では、県民税を活用した身近な里山林の整備により、里山林をフィールドにした森林環境学習などの利活用の取組が行われるとともに、野生動植物の生育・生息環境が改善されるなど生物多様性にも配慮した森づくりが進められてきた。

一方で、過疎化・高齢化等の影響により、整備した里山林の持続的な維持管理が課題となる中、今後も、保健・休養の場としての利用に加えて、生物多様性にも対応した森づくりを進めていくため、里山林の魅力を活かしながら、地域住民や都市住民・企業など多様な主体の参画による保全活動を推進していく必要がある。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第6 計画量等

1 伐採立木材積」を踏まえ、市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、更新（※）を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐によるものとする。

※更新：伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び、立木地となること

【立木の伐採（主伐）の標準的な方法の区分】

区分	内 容
皆 伐	主伐のうち択伐以外のもの
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

ア 皆伐

一箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地が連續することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を伐区の間に確保することとする。

林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯の設定や伐区の形状に配慮することとする。

イ 択伐

択伐にあっては、人為と天然力の適切な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意の上実施すること。

伐採率は、植栽等される下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の生育を抑制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積率で30%以下とする。ただし、伐採後の造林が人工植栽による場合は材積率で40%以下とすることができる。また、法令等により制限がある場合はその範囲内で実施する。

ウ 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標別の仕立方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標（利用途）に応じた林齢で伐採するものとする。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

単位 径級：cm、林齢：年生

主要樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	目安林齢
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

エ 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な林分とする。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

オ その他必要な事項

(ア) 森林の生物多様性の保全への配慮

伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の巣巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。

(イ) 荒廃竹林の対応

長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大の防止に努めることとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とする。

(留意) 標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	主 要 樹 種						
	ス ギ	ヒ ノ キ	ア マ ツ	カ マ ツ	天 然 生 針 葉 樹	天 然 生 広 葉 樹	ぼ う 芽 による 広 葉 樹
鬼怒川 森栖檜区 全 域	35	40	30	30	100	100	15

- (注) 1 「ぼう芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。
 2 「サワラ」については、「スギ」に、クヌギについては「ぼう芽による広葉樹」に準ずる。
 3 日光市、真岡市、高根沢町、市貝町の制限林の「ぼう芽による広葉樹」については20年とする。

2 造林に関する事項

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び「第6 計画量等

3 造林面積」を踏まえ、市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

- (ア) 人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として市町村の区域の森林の自然条件、樹種の特質及び木材の利用状況を勘案して、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体に、広葉樹ではコナラ、クヌギ類をはじめとする郷土樹種を主体とする。また、生長に優れた苗木や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の導入にも努める。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。
- (イ) 新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を基準として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立方法別に定めるものとする。

単位：本／ha

樹種	仕立方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000
	疎仕立て	2,000
ヒノキ	密仕立て	4,000
	中仕立て	3,000

- a 複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽については、上記の疎仕立てに相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することを市町村森林整備計画に記載するものとする。
- b 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課等と相談の上、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

(1) 地拵え

伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地拵え等の方法も検討するものとする。

(2) 植付け方法

気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。

また、育苗期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入を進めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、低成本造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を進める。

なお、一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおり定める。

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

※伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算

(2) 天然更新に関する指針

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、アカマツ、コナラ、クヌギ類をはじめとした高木性の郷土樹種を主体に定めるものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進を図るものとする。また、更新を確実なものとするため、必要に応じて搔き起こし、刈出し、植え込み等の更新補助作業等の施業を実施する。

(ア) 期待成立本数及び天然更新すべき立木本数

森林の確実な更新を図るため、以下の本数を参考に気象及びその他自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

単位：本／ha

樹種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ、コナラ、クヌギ類	10,000	3,000

(1) 天然更新補助作業の標準的方法

天然下種更新については、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは搔き起こしを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行うほか、更新の不十分な箇所には、植え込みを行う。

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3～4年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数2～4本を目安として、ぼう芽整理を行い、更新の不十分な箇所には、植え込みを行う。

なお、更新完了の確認方法については、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり、上記「天然更新すべき立木本数」程度が存在する状態を更新完了の目安とし、確認を行うものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して5年以内とする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

以下のような天然更新が期待できない森林については、原則として植栽により確実な更新を図るものとし、市町村森林整備計画において区域を定めるものとする。

- 種子を供給する母樹が存在しない森林
- 天然稚樹の育成が期待できない森林
- 林床や地表の状況、病虫害などの被害状況、当該森林及び近隣の主伐実施箇所における天然更新の状況等から天然更新が期待できない森林
- 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林の状況により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

なお、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行うものとする。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」、「第6 計画量 1 伐採立木材積」及び「第6 計画量 2 間伐面積」を踏まえ、市町村森林整備計画の規範として、以下のとおり定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案した上で、生産目標及び仕立・本数に応じた間伐の方法、回数、実施時期、間隔、間伐率、その他必要な事項を定めるものとする。したがって、下表（目安）以外による間伐を制限するものではない。

ア 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。

イ 間伐率は、概ね20～35%とする。（保育間伐では低率、収入間伐では高率）
なお、材積に係る伐採率が35%以下、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

ウ 間伐により適度な下層植生を有する林分構造の維持に努める。

エ 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。

【生産目標・主伐期に応じた標準的な間伐の実施時期と回数】

単位 本数：本 時期：年

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期（目安年）							主伐 (目安)
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切り、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施する。

○下刈り：1～7年生程度（必要に応じ延長） ○つる切り：10年生前後（回数適宜）

○除伐：12年生前後（回数適宜） ○枝打ち：無節高品質材生産の場合等に必要に応じ実施

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

本計画書「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」で定めた森林の有する機能の区分に基づき、各機能毎に森林の区域の設定基準及び森林施業の方法に関する指針を定めるものとする。

なお、本計画で定めた森林の有する各機能と各機能に対応する公益的機能別施業森林等の名称は、以下のとおりとする。

森林の有する機能の区分		公益的機能別施業森林等の名称	
公益的機能	水源涵養機能 山地災害防止機能／土壤保全機能	公益的機能別施業森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)
	快適環境形成機能		土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林)
	保健・リクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)
			保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健機能維持増進森林)
公益的機能以外の機能	木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図る森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (木材等生産機能維持増進森林)

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林の区域は、本計画で定めた森林の有する公益的機能の区分に基づき、公益的機能の高度発揮が求められており、その維持増進を図るために森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要と見込まれる森林の区域を設定するものである。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法に関する事項を定めるものとする。

また、公益的機能別施業森林の区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように留意するものとする。

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域は、保安林等法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案して定めるものとする。

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

水源かん養保安林やダムの集水域、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林など、水源の涵養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【水源涵養機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：水源涵養機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 水源かん養保安林、干害防備保安林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> ・湖、ダムの集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ・地域の用水源として重要なため池や湧水地渓流等の周辺に存する森林の区域 ・水源涵養機能の評価区分の高い森林 等

(イ) 山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林

土砂流出防備保安林や、山腹崩壊等により人命や人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：山地災害防止機能／土壤保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地周辺
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の発生により人命、人家等施設への被害のおそれがある森林 ・山地災害防止機能／土壤保全機能の評価区分の高い森林 等

(ウ) 快適環境形成機能維持増進森林

防風保安林や、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、地域の快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【快適環境形成機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：快適環境形成機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 防風保安林
(その他の区域) <ul style="list-style-type: none"> ・風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ・日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林 ・快適環境形成機能の評価区分が高い森林 等

(エ) 保健機能維持増進森林

保健保安林等、保健・文化及び教育活動に寄与する森林や生物多様性を保全する必要がある森林など保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を区域とする。

【保健機能維持増進森林の基準】

発揮を期待する機能：保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能
(保安林やその他制限林の指定区域) 保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林
(その他の区域) ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの地域の保健・教育的利用等に適した森林 ・史跡等と一緒に優れた自然景観等を形成する森林 ・希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林 ・保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林 等

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔を延長するとともに、皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小することとする。

また、自然条件や地域の要請等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

(イ) 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

a 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林については、災害に強い国土を形成する観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。

b 快適環境形成機能維持増進森林については、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や、適切な保育・間伐等を推進することとする。

c 保健機能維持増進森林については、憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や地域のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、生物多様性の維持増進についても配慮するものとする。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とする。

また、保健機能維持増進森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、郷土樹種を主体とした特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
(木材等生産機能維持増進森林に関する指針)

ア 区域の設定の基準

森林の自然条件、森林の機能の評価区分等を参考として、森林の一体性も踏まえつつ木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を区域とする。

この際、区域内において、公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進するとともに、森林施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、具体的な伐採・造林・間伐・保育等の森林施業の方法は、前述の「第3 森林の整備に関する事項 1～3」に基づいて実施する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等は、多面的機能を有する森林の適正な整備を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するため不可欠な施設であり、その役割は益々重要になってきている。そのため、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

開設については、林産物の搬出コストの低減や森林の適正な整備・管理を図るため、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなる路網を計画的かつ効率的に整備する。



林道の整備状況（日光市）

改良については、既設路網における通行車両の安全確保、維持経費の節減、林産物の搬出コストの低減等を図るため、計画的かつ効率的に整備する。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

本計画区は日光地区を中心に急傾斜地が多く、地形上の制約から、路網は沢沿いの突っ込み林道とそこから枝状に分岐する森林作業道が主であり、林内路網密度は28m/haと県平均を下回っている。

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10t トラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械を活用する作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行う。

また、生物多様性の保全を図るため、自然環境に配慮した路線配置や適切な工法等を採用し整備を行う。

なお、本計画区における路網整備の水準については次のとおりとする。

【路網整備の水準】

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	
		基幹路網	支幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	100m以上	35m以上
中傾斜地 (15° ~35°)	車両系 作業システム	75m以上	25m以上
急傾斜地 (35° ~)	車両系 作業システム	60m以上	15m以上
	架線系 作業システム	5m以上	5m以上

(注)個々の施業地における路網密度の目安

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）及び森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）に則るほか、栃木県林業専用道作設指針（平成22年10月18日環森政第229号環境森林部長通知）、栃木県森林作業道作設指針（平成23年6月17日環森政第139号環境森林部次長兼環境森林政策課長通知）に従い開設することとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
本計画区において特定される林分の該当はない。

(6) その他必要な事項

路網整備にあたっては、林業機械等の作業ポイントの適切な配置や森林作業道から搬出された木材をトラック等に積み込むための土場の確保により、林内からの木材搬出や大型車両による輸送効率を高め、低成本林業を促進していく。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

林業の採算性を高め適切な森林整備を進めていくためには、計画的な路網整備や施業の集約化等により効率的な施業を推進していく必要がある。

特に日光林業地域の中核である日光市は、県内で50ha以上の山林を保有する林家の2割が集中し所有規模が比較的大きい地域であるが、これまで森林所有者共同の森林施業計画が策定され、その計画に基づき森林組合への単年度委託により森林整備が推進してきた。

また、路網整備については地形が急峻なことから経営に熱心な森林所有者の取組に留まっており、林内路網密度が約22m/haと他地域と比べて低い状態にある。

このような状況から、当計画区では意欲的な林業事業体等により、長期受委託契約による森林経営計画作成を促進し、森林施業の共同化・合理化に努めることとする。

また、森林総合監理士や森林施業プランナーによる普及啓発活動を通じた森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、面的な施業集約化を推進するとともに、そのメリットを活かした効率的な路網や作業ポイントを配置することで、機械化に対応した施業体系を確立し、施業の低成本化を推進する。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

新規就業者の確保・育成については、栃木県林業労働力確保支援センターを中心に関係団体と連携を図りながら、「とちぎ森林創生ビジョン」に基づき、特に若者に対する林業の魅力発信や林業就業への機会の創出を強化するとともに、定着・定住に向けた林業就労者の労働環境の改善を図るものとする。

また地域特性に沿って、林業全般を総合的に強化するため、森林施業プランナーや路網作設オペレーターなど地域林業を支える多種多様な人材等の育成を図るものとする。なお、本計画を指針とした地域森林のマスタープランである市町村森林整備計画に基づく森林経営計画を作成するため、森林総合監理士の育成や林業事業体の経営基盤強化等を推進することとする。

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林資源の循環利用を推進するためには、施業の集約化とともに路網整備と地域に適した高性能林業機械の組み合わせによる効率的な作業システムを構築し、低成本林業の確立を図る必要がある。

高性能林業機械の導入については、各種補助事業等の活用により積極的に推進してきたところであるが、今後も導入促進を継続していくほか、(協) 栃木県林業サービスセンターによる共同利用の推進を図る。

併せて、高性能林業機械等の安全かつ効率的な稼動に必要な専門的な知識、技術を備えたオペレーターの養成に努める。



プロセッサによる造材作業（日光市）

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

木材流通のグローバル化を認識し、木材の主用途である「建築用材」をターゲットとして、原木丸太の優良性を基に、特に無垢材を主体としたとちぎ材の利用促進を図る必要がある。

そのため、建築用材として、製品採用に強い影響力のある中間ユーザー（建築・プレカット・設計・流通）やエンドユーザー（消費者）のニーズ「品質性能・価格・供給量」に対応するため、乾燥材など高品質製品の生産量拡大及び生産品目の多様化の促進に必要な人工乾燥施設や高性能製材施設、仕上加工施設など品質・付加価値（強度性能表示）・生産効率等を高める施設整備を促進する。

さらに、製材工程で発生した木質バイオマスを燃料とし、人工乾燥施設の熱源（蒸気）に有効活用するため、木質焚きボイラーの導入の促進などにより循環型工場を目指すものとする。

また、木材産業における製品の生産拡大に繋がる設備投資に当たっては、原木を供給する川上と連携し、効果的に推進する。

今後の「製材業等」における生産基盤拡充の3原則

高性能製材施設
(材積歩留り・スピードの向上)

乾燥施設・仕上加工施設
(品質・付加価値の向上)

熱源用木質焚きボイラー等
(木質バイオマスの利用促進)

【当計画区の特色と方向性：中規模製材工場の育成促進】

特色	<ul style="list-style-type: none"> 中規模クラスの製材工場が主体の地域 日光地域から生産される原木は、全国的にも知名度の高い「日光材」を主体に使用していることから、製品のブランド化に寄与 林業事業者、木材産業事業者及び設計・建築事業者等が連携する「顔の見える家づくり」等地域に密着した木材供給システムづくりを形成
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後の生産規模・取引量の拡大・安定需給を実現するために、高い加工能力や販売ルートを持つ中核的製材工場と小規模専門工場の水平連携への取組が効果的であることから、当該工場の役割に応じた施設整備を促進 中規模・少量生産型の特性を活かした乾燥方法の導入や製品づくりの構築に資する施設整備を促進

※水平連携：生産品目や工程を分担して製造する取組など、同業種間の連携。

(5) その他必要な事項

ア とちぎ材の利用促進

地域の林業・木材産業の振興のためにはとちぎ材を地域で利用していくことが重要であり、平成23年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（平成28年改訂）」に基づき、公共建築物における木造・木質化を推進するほか、平成29年に制定された「栃木県県産木材利用促進条例（愛称：とちぎ木づかい条例）」に基づき、行政や林業・木材産業事業者だけでなく、県民全体で積極的な木材利用の促進を図っていくこととする。

また、持続的な森林の利用を推進するため、環境保全に配慮、かつ経済的にも継続可能な森林を認証する「森林認証制度」の普及・取得を推進する。

イ 育林コストの低減

林内路網の整備や機械化の促進等と併せて、コンテナ苗の活用等により、育林コストの低減に努めるものとする。

ウ 山村地域の振興

森林の持つ多面的機能の発揮に対する社会的期待が高まっていることから、それらの機能を持続的かつ高度に発揮できる森林の造成が重要であり、そのためには森林・林業に関わる人々が山村に定住し、林業等に従事できるよう山村の活性化を図る必要がある。

このため、森林施業の利便性・安全性の向上や集落間の連絡等のための林道整備など、住みよい山村の環境づくりを進めていく。

また、地域資源を活用した新たなビジネスの創出等を通じて、多様な就業機会の確保を図るなど、山村地域の振興を促進していく。

エ 森林経営管理制度について

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質の変更に当たって、土砂の流出、崩壊の防止及び水源涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林として、地形、地質、土壤、気象等を考慮して、P 48 のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

制限林以外であって、地形、地質、土壤等の自然的条件から判断して、搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生じると認められる森林とする。

なお、本計画区において特定される林分の該当はない。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意すること。

イ 土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して実施地区の選定を行うこと。

ウ 土地の切取、盛土を行う場合には、法面勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の整備及び水の適切な処理のための排水施設等を設けること。

エ その他土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出・崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずること。

(4) その他必要な事項

林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林の適正管理を行い、機能の向上を図るとともに、保安林の計画的な指定拡大を推進する。

(2) 保安施設地区に関する事項

本計画区において、該当する地区はない。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業の実施に当たっては事業の経済性・効率性が求められていることから、コスト縮減に努め、計画的な実施を図る。また、山地災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、荒廃地を対象として保安林整備や治山施設の整備を地域の特性に応じて計画的に推進する。特に、近年山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることから、流木対策として流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備等に取り組むこととする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

本計画区において、該当する森林はない。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

近年、野生鳥獣による森林被害は増加傾向にあり、本計画区では日光市での被害発生が多い。

そのため、食害や剥皮等の被害がある森林又は被害森林の周辺に位置し被害発生のおそれがある森林について、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保するため、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカ及びクマの対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による森林被害状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を最小単位とする「鳥獣害防止森林区域」を設定し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣被害を防止するため、植栽後は忌避剤の散布や防鹿柵・筒の設置、成林後は獣害防止ネット等の設置など、鳥獣害防止施設等の整備等を行うこととする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

（2）その他必要な事項

実施状況については、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等により確認に努めるものとする。

4 森林の保護等に関する事項

（1）森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の対策については、松枯れ、ナラ枯れ等森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

本計画区内の平成29年度の松くい虫による被害量は、365m³あり、県全体の5%を占めている。本計画区内の松林面積は、4,546haあり、県全体の27%を占めている。特に、益子県立自然公園の松林は、保健・休養機能や風致景観機能等の重要な役割を果たしている。

松くい虫による被害対策については、保全すべき松林に区域に絞って、伐倒駆除等の駆除対策や地上散布及び樹幹注入による予防対策を適切に組み合わせた防除の推進を図る。また、保全すべき松林を的確に守るため、松くい虫の発生源となる周辺松林の樹種転換の推進を図る。（高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域は II計画事項 第7の3のとおり）

全国のナラ枯れ被害量は、平成22年度をピークに減少傾向にあるものの、平成28年度は32府県に被害が発生している。県内での被害は確認されていないが、依然として被害が拡大している地域もあるため、今後も関係機関等と密に情報共有し、監視体制の強化を図るとともに、被害発生時の防除実施体制を構築する。

（2）鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害や対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害については、その防止に向け、森林被害のモニタリングの実施や、森林所有者や森林組合等からの情報収集等に務め、その結果を踏まえて、鳥獣保護管理施策や農林業被害対策等との調整を図り、関係行政機関等と連携した被害対策を推進する。

（3）林野火災の予防の方針

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、森林所有者や登山者に対し、煙草やたき火等の取扱いについて指導する。また、種々のイベント等において、林野火災予防の普及啓発物品の配布等を行うことにより、一般県民に対し林野火災予防の意識の啓発を図る。

また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従う。

第5 保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項に規定する基本方針に基づき、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能を高度に発揮させることが必要と認められる森林のうち、森林の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水源涵養^{かんこう}、国土保全等の機能の低下を補完するため、伐後に郷土樹種を主体とした広葉樹の導入や人工針葉樹林の複層林施業等多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適な散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を行ふものとすること。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえながら多様な施設の整備を行うものとすること。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達した時に期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定め、建築物の高さは期待平均樹高未満とすること。

(3) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、防火体制、施設の整備並びに利用者の安全の確保に留意すること。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保された自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとすること。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積 : 1, 000 m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,845	1,770	75	925	850	75	920	920	-
前期	785	760	25	425	400	25	360	360	-
後期	1,060	1,010	50	500	450	50	560	560	-
市	県西環境森林事務所 管 内 計	1,414	1,358	56	691	635	56	723	723
町	日 光 市	1,414	1,358	56	691	635	56	723	723
別	県東環境森林事務所 管 内 計	419	401	18	227	209	18	192	192
内	宇 都 宮 市	258	249	9	116	107	9	142	142
訳	真 岡 市	29	27	2	22	20	2	7	7
	上 三 川 町	3	2	0	2	2	0	0	0
	益 子 町	63	60	3	40	37	3	23	23
	市 貝 町	51	48	3	36	34	3	15	15
	芳 賀 町	15	14	1	11	10	1	4	4
	矢板森林管理事務所 管 内 計	13	12	1	7	6	1	6	6
	高 根 沢 町	13	12	1	7	6	1	6	6

(注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 材積欄の 0 は、500m³未満であり、-は該当なしである。

3 前期は平成31(2019)年4月1日から平成36(2024)年3月31日までの期間。
後期は平成36(2024)年4月1日から平成41(2029)年3月31日までの期間。

【参考】 主伐面積

単位 面積 : ha

区分	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,350	1,900	450
前期	1,050	900	150
後期	1,300	1,000	300
市	県西環境森林事務所管内計	1,760	1,420
	日光市	1,760	1,420
町	県東環境森林事務所管内計	580	470
	宇都宮市	300	240
別 内	真岡市	60	40
	上三川町	10	0
訳	益子町	100	80
	市貝町	90	70
	芳賀町	30	20
	矢板森林管理事務所管内計	20	10
	高根沢町	20	10

- (注) 1 本表は、伐採立木材積から推計した参考値である。
- 2 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。
- 3 前期は平成31(2019)年4月1日から平成36(2024)年3月31日までである。
後期は平成36(2024)年4月1日から平成41(2029)年3月31日までである。

【参考】 素材生産量

単位：千m³

区分	素材生産量
総 数	1,460
前 期	630
後 期	830
市	県西環境森林事務所管内計 1,150
	日 光 市 1,150
	県東環境森林事務所管内計 300
町	宇 都 宮 市 220
	真 岡 市 10
別 内 訳	上 三 川 町 0
	益 子 町 40
	市 貝 町 20
	芳 賀 町 10
	矢板森林管理事務所管内計 10
	高 根 沢 町 10

- (注) 1 数値は、すべて10千m³未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。
- 2 素材生産量欄の「0」は5千m³未満である。
- 3 前期は、平成31(2019)年4月1日から平成36(2024)年3月31日までである。
後期は、平成36(2024)年4月1日から平成41(2029)年3月31日までである。

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区分		間伐面積
総 数		9,400
前 期		3,600
後 期		5,800
市	県西環境森林事務所管内計	7,390
	日 光 市	7,390
町	県東環境森林事務所管内計	1,960
	宇 都 宮 市	1,450
別 内	真 岡 市	70
	上 三 川 町	0
訳	益 子 町	240
	市 貝 町	150
	芳 賀 町	50
	矢板森林管理事務所管内計	60
	高 根 沢 町	60

- (注) 1 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても
総数に一致しない場合がある。
- 2 間伐面積欄の 0 は、5ha未満である。
- 3 前期は平成31(2019)年4月1日から平成36(2024)年3月31日までの期間。
後期は平成36(2024)年4月1日から平成41(2029)年3月31日までの期間。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分		総 数	人工造林	天然更新
	総 数	2,350	1,900	450
	前期	1,050	900	150
	後期	1,300	1,000	300
市	県西環境森林事務所管内計	1,760	1,420	340
町	日光市	1,760	1,420	340
別	県東環境森林事務所管内計	580	470	110
内	宇都宮市	300	240	60
訳	真岡市	60	40	10
	上三川町	10	0	0
	益子町	100	80	20
	市貝町	90	70	20
	芳賀町	30	20	10
	矢板森林管理事務所管内計	20	10	0
	高根沢町	20	10	0

(注) 1 数値は、すべて10ha未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 前期は平成31(2019)年4月1日から平成36(2024)年3月31日までである。
後期は平成36(2024)年4月1日から平成41(2029)年3月31日までである。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設・拡張計画

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	開設総数計 (23)			32,280 m	4,053 ha	13,930 m		
		県西環境森林事務所管内計			21,000 m	3,591 ha	8,700 m		
		日光市	日光市	九桜沢線	1,500 m	72 ha		1	
				鶴鳴線	1,000 m	171 ha		2	
				大鹿入線	2,500 m	290 ha	○	3	
				小来川東南線	2,000 m	123 ha	○	4	
				瀬尾江の久保線	1,600 m	100 ha		5	
				向山線	3,000 m	36 ha	○	6	
				月山線	2,500 m	1,281 ha		7	
				箱の森線	1,200 m	24 ha		8	
				熊生沢線	1,000 m	150 ha		9	
				木ノ沢線	1,500 m	420 ha		10	
				長沢線	1,000 m	224 ha		11	
				原向大屈沢線	1,200 m	480 ha	○	12	
				唐風呂線	1,000 m	220 ha		13	
				日光市 計	21,000 m	3,591 ha	8,700 m		
	矢板森林管理事務所管内計				1,200 m	7 ha	400 m		
	高根沢町	高根沢町	高根沢町	和田線	400 m	7 ha	○	14	
				和田線	800 m	(7) ha			
				高根沢町 計	1,200 m	7 ha	400 m		
	県東環境森林事務所管内計				10,080 m	455 ha	4,830 m		
	宇都宮市	宇都宮市	宇都宮市	石那田線	1,030 m	175 ha	○	15	
				石那田線	1,930 m	(175) ha			
				根当地線	500 m	45 ha	○	16	
				東線	620 m	12 ha		17	
				大蛇場線	1,600 m	25 ha	○	18	
				天ヶ沢線	1,200 m	24 ha		19	
				宇都宮市 計	6,880 m	281 ha	3,130 m		
	益子町	益子町	益子町	堂ヶ入線	1,700 m	52 ha	○	20	
				後山線	1,500 m	122 ha		21	
				益子町 計	3,200 m	174 ha	1,700 m		

注

1 区分欄には林業専用道の開設の場合その旨記載している。

2 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	箇所数	前半5ヵ年 の計画箇所	備考
拡張（改良）	自動車道	拡張(改良)計			31,990 m	366 箇所	18,160 m	
		県西環境森林事務所管内計			28,770 m	309 箇所	15,900 m	
			日光市	河原小屋三の宿線	250 m	3 箇所	○	
				河原小屋三の宿線	300 m	3 箇所		
				七里線	200 m	2 箇所	○	
				追越線	200 m	2 箇所	○	
				井戸ヶ入線	500 m	5 箇所	○	
				表男体線	50 m	1 箇所		
				赤井原線	200 m	4 箇所	○	
				赤井原線	500 m	5 箇所		
				角石線	200 m	2 箇所		
				太田沢線	200 m	2 箇所		
				所野線	100 m	1 箇所		
				御堂山線	200 m	2 箇所		
				菅沢線	200 m	2 箇所	○	
				六郎沢線	200 m	2 箇所		
				流渡戸線	100 m	1 箇所		
				滝ヶ谷線	200 m	2 箇所	○	
				竜滝線	100 m	1 箇所		
				大平線	100 m	1 箇所	○	
				柏木線	200 m	2 箇所		
				鶴鳴線	200 m	2 箇所	○	
				裏男体線	250 m	4 箇所	○	
				裏男体線	300 m	6 箇所		
				尻無線	1,000 m	10 箇所	○	
				西沢線	1,000 m	8 箇所		
				表霧降線	200 m	3 箇所	○	
				平ヶ崎線	40 m	1 箇所	○	
				鞍掛線	20 m	4 箇所	○	
				小田小線	20 m	1 箇所	○	
				古釜沢線	40 m	2 箇所	○	
				小沢入線	800 m	7 箇所	○	
				小和田線	100 m	2 箇所	○	
				蛇野線	200 m	2 箇所		
				西沢小沢入線	600 m	12 箇所		
				下小倉線	500 m	5 箇所	○	

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	箇所数	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張 (改良)	自動車道	日光市		羽根久大王線	30 m	2 箇所	○	
				打越沢線	200 m	2 箇所	○	
				前沢稻ヶ沢線	500 m	5 箇所	○	
				前沢稻ヶ沢線	2,500 m	25 箇所		
				湯西川前沢線	400 m	4 箇所	○	
				湯西川前沢線	500 m	5 箇所		
				長沢線	1,000 m	10 箇所		
				安ヶ森線	500 m	5 箇所	○	
				アサズマ沢線	500 m	5 箇所	○	
				藤花沢線	50 m	1 箇所		
				野尻沢線	200 m	2 箇所	○	
				三河沢線	400 m	6 箇所	○	
				ヌーグラ沢線	200 m	4 箇所		
				木ノ沢線	300 m	3 箇所		
				上ッ原線	200 m	2 箇所	○	
				奥鬼怒線	2,110 m	31 箇所	○	
				奥鬼怒線	1,120 m	24 箇所		
				奥田堀線	100 m	3 箇所		
				西前高原線	300 m	3 箇所	○	
				西前高原線	300 m	3 箇所		
				平沢芹沢線	3,000 m	10 箇所	○	
				舟石線	700 m	7 箇所	○	
				原向線	500 m	4 箇所		
				殿畠線	20 m	1 箇所	○	
				塩坪口線	20 m	1 箇所	○	
				宇都保線	10 m	1 箇所	○	
				檜平線	20 m	3 箇所	○	
				西川・葛老線	10 m	1 箇所	○	
				木戸沢線	10 m	1 箇所	○	
				クズウ沢線	20 m	1 箇所	○	
				打越線	30 m	2 箇所	○	
				向山線	700 m	4 箇所	○	
				大鹿入線	700 m	4 箇所	○	
				コーズリ沢線	300 m	3 箇所	○	
				大届沢線	400 m	5 箇所		
				中居線	1,500 m	3 箇所		
				白滝線	150 m	1 箇所		

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長	箇所数	前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張 (改良)	自動車道	宇都宮市		日光市 計	28,770 m	309 箇所	15,900 m	
				県東環境森林事務所管内計	3,220 m	57 箇所	2,260 m	
				中篠井線	100 m	2 箇所	○	
				古賀志線	220 m	4 箇所		
				栗谷沢線	80 m	1 箇所		
				牛沢天王寺線	150 m	2 箇所	○	
				大畑線	100 m	2 箇所	○	
				池の鳥屋線	70 m	1 箇所		
				大篠線	40 m	1 箇所		
				細野線	150 m	1 箇所		
				杉の入線	60 m	1 箇所	○	
				新里3号線	10 m	1 箇所	○	
				土平線	200 m	1 箇所	○	
				今里羽黒山線	150 m	2 箇所	○	
				矢白線	290 m	2 箇所	○	
				柳沢線	60 m	2 箇所	○	
				深沢線	150 m	2 箇所		
				大蛇場線	30 m	3 箇所	○	
				上小池線	30 m	1 箇所	○	
				鞍掛線	50 m	2 箇所	○	
				古木沢線	50 m	1 箇所	○	
				西多気線	50 m	1 箇所	○	
				石山線	20 m	1 箇所	○	
				土平線	50 m	1 箇所	○	
				大網2号線	100 m	10 箇所	○	
				妙見線	30 m	1 箇所	○	
				西山線	30 m	1 箇所	○	
				大岩線	50 m	2 箇所	○	
				中の入線	30 m	1 箇所	○	
				オケラガ入支線	20 m	1 箇所	○	
				宇都宮市 計	2,370 m	51 箇所	1,660 m	
	市貝町			続谷塩田線	50 m	1 箇所		
				市貝町 計	50 m	1 箇所	0 m	
	益子町			小泉大郷戸線	300 m	1 箇所	○	
				生田目線	100 m	1 箇所	○	
				本沼大泉線	100 m	1 箇所		
				板橋線	200 m	1 箇所	○	

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長		箇所数		前半5ヵ年 の計画箇所	備考
拡 張 (改 良)	自 動 車 道		益子町	大沢北郷谷線	100	m	1	箇所		
				益子町 計	800	m	5	箇所	600 m	

注

- 1 区分欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載している。

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長		前半5ヵ年の計画箇所	備考
拡張 (舗装)	自動車道	拡張(舗装)計			34,319	m	18,504 m	
		県西環境森林事務所管内計			17,700	m	9,200 m	
		日光市	赤井原線	1,000	m	○		
			表男体線	800	m	○		
			裏男体線	170	m			
			西沢小沢入線	300	m	○		
			小沢入線	3,600	m	○		
			長沢線	330	m			
			野尻沢線	500	m	○		
			湯西川前沢線	3,000	m	○		
			湯西川前沢線	4,500	m			
			中居線	1,500	m			
			奥鬼怒線	2,000	m			
			日光市 計	17,700	m	9,200 m		
	宇都宮市	県東環境森林事務所管内計			16,619	m	9,304 m	
		宇都宮市	古木沢線	540	m	○		
			上小池線	465	m			
			池の鳥屋線	710	m			
			河原ヶ入線	620	m			
			山口線	960	m			
			新里2号線	265	m	○		
			雪室線	55	m	○		
			南多気線	664	m	○		
			富士山線	1,260	m	○		
			矢白3号線	440	m	○		
			柳沢線	520	m	○		
			柳沢線	550	m			
			大蛇場線	810	m			
			深沢線	940	m	○		
			宇都宮市 計	8,799	m	4,684 m		
	益子町	益子町	本沼大泉線	880	m	○		
			板橋線	2,380	m	○		
			堂ヶ入線	1,700	m			
			後山線	1,500	m			
		益子町 計		6,460	m	3,260 m		

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長		前半5ヵ年 の計画箇所	備考
拡張 (舗装)	自動車道		市貝町	続谷塩田線	1,360	m	○	
				市貝町 計	1,360	m	1,360 m	

注

1 区分欄には林業専用道の拡張の場合その旨記載している。

(2) 基幹路網の現状

区分	路線数	延長(km)
林道	240	422
うち林業専用道	0	0

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面 積	備 考	
		うち前半5年分	
総数（実面積）	32,799	32,284	
水源かん養のための保安林	21,779	21,363	
災害防備のための保安林	10,707	10,608	
保健、風致の保存等のための保安林	6,498	6,498	

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積 : ha

指定 解 除 別	種 類	森林の所在 市 町 村	面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由		備 考
				うち前半5年分		
指 定	総 数		1,034	517		
	水源かん養保安林	計	834	417		
		日 光 市	834	417	水源のかん養に資する	
	土砂流出防備保安林	計	200	100		
		日 光 市	200	100	土砂流出の防備に資する	
解 除	総 数		2	—		
	水源かん養保安林	計	1	—		
		日 光 市	1	—	公益上の理由	
	土砂流出防備保安林	計	1	—		
		日 光 市	1	—	公益上の理由	

(注) 1 面積欄の 0 は、0.5 ha 未満であり、ーは該当なしである。

2 前期は平成31(2019)年4月1日から平成36(2024)年3月31日までの期間。

後期は平成36(2024)年4月1日から平成41(2029)年3月31日までの期間。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

本計画区において、該当する森林はない。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

本計画区において、該当する森林はない。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数			主な工種	備考
市町村	区域	総数	前期	後期		
日光市	日光市	13	7	6	溪間工、山腹工	
	小来川	8	5	3	溪間工、山腹工	
	今市	2	1	1	溪間工、山腹工	
	豊岡	11	3	8	溪間工、山腹工	
	落合	4	2	2	溪間工、山腹工	
	藤原	4	2	2	溪間工、山腹工	
	三依	2	1	1	溪間工、山腹工	
	栗山	12	6	6	溪間工、山腹工	
	足尾	5	4	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	計	61	31	30		
宇都宮市	城山	2	-	2	溪間工	
	篠井	1	1	-	溪間工	
	富屋	1	-	1	溪間工	
	国本	2	1	1	溪間工	
	計	6	2	4		
市貝町	市羽	1	1	-	山腹工	
	小貝	2	1	1	溪間工、山腹工	
	計	3	2	1		
合計		70	35	35		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

本計画区において、該当する森林はない。

7 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

市町村	所 在		面 積	留意すべき事 項	備 考			
	区 域							
	旧 町 村	林 班						
総 数			32,099					
県西環境森林事務所 管 内 計			31,181					
日光市	計		31,181	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を害する施業及び開発はできる限り避けるものとする。				
	日 光	1~7, 9~38, 41~64	7,241					
	小来川	1~89	4,354					
	今 市	1~5, 8, 11, 13~15, 17~27	1,398					
	落 合	1, 4, 8~37, 56, 58, 59, 62, 63	892					
	豊 岡	1, 2, 4~9, 11, 13~28, 30~39, 41, 46, 47	1,726					
	大 沢	2, 17, 19, 25~27, 29	65					
	篠 井	1	1					
	足 尾	1~24	2,148					
	栗 山	1~13, 15~23, 25~47	12,010					
	藤 原	2, 3, 5~7, 9, 10, 12~14	239					
	三 依	1, 2, 4, 6~12	1,109					
県東環境森林事務所 管 内 計			900					
宇都宮市	計		673					
	清 原	27, 30	3					
	瑞 穂 野	7, 8	2					
	城 山	15, 18~20, 22	259					
	国 本	2, 5, 11, 12	37					
	富 屋	1, 4~7, 11	47					
	篠 井	1~4, 11, 13, 15, 16, 18, 20~25	203					
	羽 黒	8~15, 17, 21, 23, 25, 26, 29	122					
	古 里	4, 9	1					
真岡市	計		28					
	山 前	1, 9	28					
	物 部	14	0					
益子町	計		151					
	益 子	13~15, 18, 20, 22, 23	132					
	田 野	2	19					

単位 面積 : ha

所 在 域			面 積	留意すべき事 項	備 考
市 町 村	旧 町 村	林 班			
市貝町	計		47	地盤が弱く崩壊が発生しやすく林地が荒廃する危険があるため、樹根及び表土の保全を害する施業及び開発はできる限り避けるものとする。	
	小貝	12, 15, 17, 19, 24, 26, 28, 29, 33, 37	47		
芳賀町	計		1		
	水橋	4	1		
矢板森林管理事務所管内計			18		
高根沢町	計		18		
	阿久津	1	0		
	北高根沢	2, 3	18		

- (注) 1 区域欄には、当該地区が含まれる林班を記載している。
 2 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。
 3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積: h a

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	日光市	日光	2~5, 13~16, 21~23, 32, 33, 36, 41, 42	1,562	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
		小来川	3~5, 8~13, 15~58, 60~69, 72~79, 84~88	3,485			
		今市	18~21, 24~27	405			
		落合	14~25	349			
		豊岡	7, 14~27, 30, 32, 34~38	1,245			
		足尾	2, 10, 18	183			
		栗山	15, 17, 18, 21, 25, 26, 28~30, 33~41, 43~47	7,538			
		藤原	2, 10	174			
		三依	6, 9, 12	115			
	益子町	益子	13~15, 18, 23	103			
		田野	2	19			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	日光市	日光	4, 5, 16, 23	12			
		小来川	3, 5, 24, 25, 38, 58, 60, 61, 73, 85, 89	47			
		今市	27	0			
		落合	14~16, 21	4			
		豊岡	14, 15, 33	176			
		足尾	2, 10, 18	54			
		三依	9	1			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 水害防備保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	63	35			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地	日光市	小来川	60	0			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	栗山	13	0			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	栗山	25	1			
		藤原	9	3			
		三依	9	0			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	63	9			
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 都市計画法による風致地区	日光市	日光	33	0			

単位 面積: h a

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林	日光市	栗山	45	7	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
水源かん養保安林 保健保安林	日光市	小来川	30, 56	3			
		栗山	1~7, 39	1,002			
水源かん養保安林 保健保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	栗山	3, 6~12, 32	1,863			
水源かん養保安林 保健保安林 防風保安林 県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	1			
水源かん養保安林 保健保安林 県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	13			
水源かん養保安林 保健保安林 砂防指定地	日光市	栗山	1	2			
水源かん養保安林 砂防指定地	日光市	日光	2, 3, 21~23, 32, 33	219			
		小来川	11, 60, 76, 79	5			
		落合	14	1			
		足尾	10	0			
		栗山	17, 25, 39, 43, 44, 46	20			
		藤原	2	0			
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	栗山	13, 27, 31, 36, 43	24			
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	32, 36	4			
水源かん養保安林 国立公園 特別保護地区	日光市	日光	31	32			
水源かん養保安林 国立公園 特別保護地区 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	31	2			
水源かん養保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	31, 36, 42, 64	71			
		栗山	13, 15, 25~32, 35, 36, 39, 41~47	1,364			
		三依	6, 10~12	137			
水源かん養保安林 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	32, 33, 35, 36, 63	541			
		栗山	18	2			

単位 面積: h a

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考	
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他		
水源かん養保安林 県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	3	制限林の区 分別の施業の 方法は、表末 による。 具体的な施 業方法につい ては、森林簿 及び森林計画 図を参照のこと。	区域の詳細 については、 森林簿及び森 林計画図を参 照のこと。		
水源かん養保安林 自然環境保全地域特別地区	日光市	栗山	37	158				
土砂流出防備保安林	日光市	日光	1~7, 9~13, 16, 17, 19, 20, 23~25, 27 ~30, 33, 34, 36~38, 42	831				
		小来川	1~8, 12, 14, 30~32, 54, 56, 59~63, 69 ~76, 78~85, 89	800				
		今市	1~5, 8, 11, 13~ 15, 17, 18, 22, 23, 25, 27	909				
		落合	1, 4, 8~17, 19, 21~ 37, 56, 58, 59, 62, 63	532				
		豊岡	1, 2, 4~6, 8, 9, 11, 13~ 15, 27, 28, 30, 31, 33, 39, 47	289				
		大沢	2, 17, 19, 25~27, 29	64				
		足尾	1~4, 6~24	1, 586				
		栗山	13, 15, 20, 22, 23, 28	20				
		藤原	3, 9, 12~14	11				
		三依	1, 2, 4, 6~9	531				
	宇都宮市	城山	15, 18~20, 22	62				
		国本	2, 5, 11, 12	37				
		富屋	1, 4~7, 11	47				
		篠井	1~4, 11, 13, 15, 16, 20~25	202				
		羽黒	8~15, 17, 21, 23, 25, 29	95				
		古里	4	0				
土砂崩壊防備保安林	益子町	益子	15	1				
	市貝町	小貝	12, 15, 17, 19, 24, 26, 33, 37	6				
	高根沢町	阿久津	1	0				
		北高根沢	2	0				
	日光市	小来川	81	3				
土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 県立公園 第2種特別地域		今市	2	1				
		落合	29, 30	1				
市貝町	小貝	28	1					
土砂流出防備保安林 防風保安林 県立公園 第2種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	益子町	益子	22	0				
	芳賀町	水橋	4	1				
	日光市	三依	4	2				
		宇都宮市	城山	18				

単位 面積: h a

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 特別保護地区	日光市	日光	43, 61, 62, 64	262	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 特別保護地区 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	61, 62	48			
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 第1種特別地域	日光市	日光	47~50, 52~59	892			
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 第1種特別地域 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	47, 48, 50, 52, 53, 55, 59	62			
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	44~48, 50~53, 57~62	1, 970			
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園 第2種特別地域 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	44, 45, 50	37			
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園 第1種特別地域	日光市	日光	55	53			
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	57	9			

単位 面積: h a

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林 砂防指定地	日光市	日光	1, 2, 9, 19, 20, 24, 29, 30	30	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
		小来川	61, 78, 79, 82	1			
		今市	14, 17	1			
		落合	10, 13, 23, 25, 26, 28, 32	5			
		豊岡	4, 14, 28, 39, 41	14			
		大沢	26	1			
		足尾	1~3, 6~10, 12, 14~19, 21, 23, 24	311			
		栗山	20	1			
		三依	7~9	13			
	宇都宮市	城山	19	0			
		富屋	1	0			
		篠井	4	1			
		羽黒	10, 11, 14, 23	6			
土砂流出防備保安林 砂防指定地	日光市	日光	26, 27	1			
		栗山	13	0			
		藤原	5, 7	5			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	27	5			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	27, 34	29			
土砂流出防備保安林 砂防指定地 県立公園 第2種特別地域	市貝町	小貝	28	0			
土砂流出防備保安林 国立公園 第1種特別地域	日光市	日光	25	3			
土砂流出防備保安林 国立公園 第1種特別地域 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	26	6			
		足尾	5	11			
土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	18, 24, 26, 27, 29, 34, 36, 37, 57, 58, 63	269			
		今市	18, 19	63			
		栗山	13, 16, 17, 19, 20	7			
		藤原	5~7, 9	30			
		三依	6, 7, 9~12	308			
土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	27, 34, 63	87			
		今市	19	0			

単位 面積: h a

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
土砂流出防備保安林 国立公園 第2種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	日光市	日光	36	10	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
土砂流出防備保安林 国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	18, 27, 29, 63	146			
土砂流出防備保安林 県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	20	2			
土砂流出防備保安林 市貝町	小貝	28, 29		38			
土砂流出防備保安林 都市計画法による風致地区	日光市	日光	33	1			
土砂流出防備保安林 文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地域等	日光市	足尾	3	2			
土砂崩壊防備保安林	日光市	日光	7	1			
		小来川	6	10			
		今市	1, 2	3			
		落合	29	0			
	宇都宮市	篠井	46	2			
		羽黒	18	0			
			9, 10, 13~15, 23, 26, 29	20			
		古里	9	0			
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地	宇都宮市	羽黒	10	1			
土砂崩壊防備保安林 砂防指定地 県立公園 第2種特別地域	市貝町	小貝	28	1			
土砂崩壊防備保安林 国立公園 第2種特別地域	日光市	今市	20	15			
水害防備保安林	宇都宮市	清原	27, 30	3	3	2	1
		瑞穂野	7, 8	2			
	日光市	篠井	1	1			
	真岡市	物部	14	0			
干害防備保安林	宇都宮市	城山	18, 19	178	3	2	1
	日光市	三依	4	0			
	真岡市	山前	1, 9	18			
	高根沢町	北高根沢	2, 3	11			
干害防備保安林 保健保安林	日光市	藤原	13	17	3	2	1
	宇都宮市	城山	18, 20	12			
	真岡市	山前	9	10			
	高根沢町	北高根沢	3	7			

単位 面積: h a

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
干害防備保安林 保健保安林 砂防指定地	宇都宮市	城山	18	1	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
干害防備保安林 砂防指定地	宇都宮市	城山	18, 19	5			
防風保安林 県立公園 第2種特別地域 鳥獣保護区特別保護地区	益子町	益子	22	9			
保健保安林	日光市	藤原	13	0			
砂防指定地		三依	4	1			
保健保安林 砂防指定地	日光市	日光	34	4			
砂防指定地	日光市	日光	2, 4, 9, 10, 17, 21, 23, 24, 29~34, 37	107			
		小来川	10, 30, 58, 60, 61, 78~82, 84	9			
		今市	4, 17	3			
		落合	1, 4, 10, 13, 22, 24~26, 29, 32, 55	11			
		豊岡	4~6, 28, 39~43, 47, 48	23			
		大沢	1, 25~27	14			
		篠井	14	2			
		足尾	1~4, 6, 12, 14~16, 18, 19, 24	75			
		栗山	13~17, 19, 20, 22~25, 39	44			
		藤原	7, 9~14	27			
	宇都宮市	三依	1~4	34			
		城山	18, 21	0			
		国本	2, 6, 9, 10, 12~15, 21	23			
		富屋	1~4	20			
		篠井	4, 14, 15, 20~22	4			
	益子町	羽黒	1~4, 6, 7, 9~12, 14, 15, 18, 25, 26, 29	70			
		益子	7, 13, 14	3			
		田野	1, 3, 9	9			
	市貝町	小貝	20, 24, 25, 30, 31	8			
砂防指定地 国立公園 第1種特別地域 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	31	1			
砂防指定地 国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	31	3			
		栗山	13, 14, 16, 17, 20, 24~27, 39	12			
		藤原	5~7	12			

単位 面積: h a

種類	森林の所在			面積	施業方法		備考
	市町村	旧町村	林班		伐採方法	その他	
砂防指定地	日光市	日光	32	3	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
国立公園 第2種特別地域		栗山	15	2			
国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	34, 37	4	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
砂防指定地		栗山	15, 25	1			
砂防指定地	日光市	日光	33, 37	1	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
国立公園 第3種特別地域 都市計画法による風致地区							
砂防指定地	益子町	益子	12	2	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
県立公園 第2種特別地域							
砂防指定地	日光市	日光	33, 34, 37	8	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
都市計画法による風致地区							
国立公園 第1種特別地域	日光市	足尾	5	57	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
国立公園 第2種特別地域 鳥獣保護特別保護地区							
国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	17, 18, 29, 32, 53	72	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
国立公園 第2種特別地域		栗山	13~17, 19, 20, 22~28, 39, 41	272			
鳥獣保護特別保護地区		藤原	1, 4~7, 9, 11~13	269			
鳥獣保護特別保護地区		三依	6, 7, 10	67			
国立公園 第2種特別地域	日光市	日光	32	15	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
国立公園 第3種特別地域		栗山	14, 15, 24, 25	8			
鳥獣保護特別保護地区		藤原	1, 12, 13	12			
鳥獣保護特別保護地区		三依	7, 10	1			
国立公園 第3種特別地域	日光市	日光	17, 18, 28, 29, 34, 37	43	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
鳥獣保護特別保護地区		栗山	14~17, 19, 20, 23~25	32			
国立公園 第3種特別地域 都市計画法による風致地区	日光市	日光	33, 34, 37	10	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
鳥獣保護特別保護地区							
県立公園 第2種特別地域	日光市	足尾	15	1	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
鳥獣保護特別保護地区		益子町	益子	83			
鳥獣保護特別保護地区		市貝町	小貝	80			
県立公園 第2種特別地域	益子町	益子	22	11	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
鳥獣保護特別保護地区		日光市	日光	86			
鳥獣保護特別保護地区		宇都宮市	宇都宮	4			
鳥獣保護特別保護地区		豊郷	1~3	57			

単位 面積: ha

種類	森 林 の 所 在			面 積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	旧 町 村	林 班		伐 採 方 法	そ の 他	
文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る指定地域等	日 光 市	日 光	11	1	制限林の区分別の施業の方法は、表末による。 具体的な施業方法については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	区域の詳細については、森林簿及び森林計画図を参照のこと。	
		今 市	5, 6, 8	8			
		落 合	4, 5, 37, 38, 41, 66	26			
		豊 岡	2, 3, 43	3			
		大 洋	7~9, 11, 14	10			
	市 貝 町	市 羽	12	15			

(注) 1 面積は、単位未満を四捨五入しており、0は0.5ha未満である。

2 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

2 制限林の区別の施業方法

制限林の区分	施業の方法
保 安 林	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第33条第1項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第4条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行う。
自 然 公 園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）に基づいて行う。
砂 防 指 定 地	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成15年3月18日条例第5号）に基づいて行う。
鳥 獣 保 護 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）に基づいて行う。
自然環境保全地域 特 別 地 区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日条例第5号）第15条の定めるところによる。
文化財保護法による史跡名勝 天然記念物に係る 指 定 地 域 等	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条の定めるところによる。
都市計画法による 風 致 地 区	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第58条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日政令第317号）第3条の定めるところによる。

3 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(1) 高度公益機能森林の区域

単位:ha

市町村	区 域(林班)	面積
日光市	栗原	5
	鬼怒川温泉滝	
	藤原	
益子町	益子20	33

(2) 被害拡大防止森林の区域

単位:ha

市町村	区 域(林班)	面積
益子町	益子5, 6, 11, 19, 21~26	207
	田野1, 2	
	七井30	

(3) 参考

高度公益機能森林

保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であって、特定樹種以外の樹種からなる森林では当該機能を確保することが困難な特定森林（森林病害虫等防除法 第2条第4項）

被害拡大防止森林

松くい虫等の被害対策を行わなければ、当該特定森林に発生している被害が高度公益機能森林に拡大する特定森林（森林病害虫等防除法 第2条第5項）

(注) 1 林班番号がない区域は地域森林計画対象外森林である。

2 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

III 参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積 : h a 、比率 %

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②／①×100
		総 数 ②	国 有 林 (林野庁)	国 有 林 (林野庁外)	
総 数	238,309	142,042	81,709	-	60,333 60%
県西環境森林事務所管内 計	144,983	124,958	79,918	-	45,040 86%
日 光 市	144,983	124,958	79,918	-	45,040 86%
県東環境森林事務所管内 計	86,239	16,627	1,791	-	14,836 19%
宇 都 宮 市	41,685	8,085	494	-	7,591 19%
真 岡 市	16,734	1,424	-	-	1,424 9%
上 三 川 町	5,439	145	-	-	145 3%
益 子 町	8,940	3,892	1,297	-	2,595 44%
市 貝 町	6,425	2,378	-	-	2,378 37%
芳 賀 町	7,016	703	-	-	703 10%
矢板森林管理事務所管内 計	7,087	457	-	-	457 6%
高 根 沢 町	7,087	457	-	-	457 6%

(注) 1 区域面積は、「国土地理院」が公表した数値（平成29年10月1日現在）である。

2 国有林面積は平成30年3月31日現在、民有林面積は平成31(2019)年3月31日現在の数値

である。

(2) 土地利用の現況

単位 面積 : 100 ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総 数	2,383	1,421	437	321	106	526	165
県西環境森林事務所管内 計	1,450	1,250	62	42	16	138	24
日 光 市	1,450	1,250	62	42	16	138	24
県東環境森林事務所管内 計	862	166	333	243	87	363	133
宇 都 宮 市	417	81	133	98	35	203	81
真 岡 市	167	14	86	67	19	67	24
上 三 川 町	54	1	27	21	6	26	11
益 子 町	89	39	25	13	12	25	6
市 貝 町	64	24	21	13	8	19	4
芳 賀 町	70	7	41	32	7	23	8
矢板森林管理事務所管内 計	71	5	42	36	4	24	8
高 根 沢 町	71	5	42	36	4	24	8

(注) 1 総数、農地及び宅地は、「栃木県統計年鑑」(平成28年版)による。森林面積は、

国有林は平成30年3月31日現在、民有林は平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

2 数値は、単位未満を四捨五入してあるので、個々の数値を合計しても総数に

一致しない場合がある。

3 0 は、50ha未満である。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位 面積 : ha, 材積・成長量 : m³

区分		総数			1齡級			2齡級			3齡級			4齡級			5齡級			6齡級			7齡級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総 数		60,333	14,205,963	99,967	73			158	1,152	177	262	12,110	1,770	411	31,530	2,735	637	71,919	4,022	704	103,691	4,221	1,569	249,135	6,556
立木	総数	58,361	14,205,963	99,967	73			158	1,152	177	262	12,110	1,770	411	31,530	2,735	637	71,919	4,022	704	103,691	4,221	1,569	249,135	6,556
		針	34,288	11,036,338	90,259	36		75			185	9,189	1,581	276	26,174	2,484	420	60,907	3,576	577	94,415	3,990	1,081	206,057	5,544
		広	24,073	3,169,625	9,708	37		83	1,152	177	78	2,921	189	135	5,356	251	217	11,012	446	126	9,276	231	488	43,078	1,012
	人工林	総数	30,287	9,883,302	88,551	41		118	703	85	246	11,578	1,736	322	28,177	2,585	473	63,543	3,669	601	95,918	4,020	1,119	208,723	5,617
		針	29,932	9,859,281	87,946	35		75			184	9,162	1,578	275	26,110	2,481	420	60,880	3,576	576	94,230	3,985	1,077	205,376	5,527
		広	354	24,021	605	7		44	703	85	62	2,416	158	47	2,067	104	53	2,663	93	25	1,688	35	42	3,347	90
	育成單層林	総数	28,606	9,320,450	82,652	39		118	703	85	237	10,870	1,627	311	27,641	2,531	437	58,543	3,371	566	90,768	3,793	1,067	199,246	5,334
		針	28,303	9,302,794	82,074	33		74			177	8,482	1,472	271	25,781	2,444	386	55,951	3,280	542	89,149	3,758	1,025	195,915	5,244
		広	303	17,656	578	6		44	703	85	61	2,388	155	41	1,860	87	52	2,592	91	24	1,619	35	42	3,331	90
	育成複層林	総数	1,680	562,852	5,899	3		1			9	708	109	11	536	54	35	5,000	298	36	5,150	227	52	9,477	283
		針	1,629	556,487	5,872	2		1			8	680	106	5	329	37	34	4,929	296	35	5,081	227	52	9,461	283
		広	51	6,365	27	0					1	28	3	7	207	17	1	71	2	1	69		0	16	
	天然林	総数	174	19,208	113	2		12	131	18	9	279	21	1	40	1	10	406	25				4	312	11
		針																							
		広	174	19,208	113	2		12	131	18	9	279	21	1	40	1	10	406	25				4	312	11
	育成單層林	総数	55	4,865	63	1		9	96	11	9	275	21	1	33	1	0	8							
		針																							
		広	55	4,865	63	1		9	96	11	9	275	21	1	33	1	0	8							
	育成複層林	総数	119	14,343	50	1		3	35	7	0	4		0	7		9	398	25				4	312	11
		針																							
		広	119	14,343	50	1		3	35	7	0	4		0	7		9	398	25				4	312	11
天然生林	総数	27,900	4,303,453	11,303	29			27	318	74	7	253	13	88	3,313	149	154	7,970	328	102	7,773	201	446	40,100	928
	針	4,355	1,177,057	2,313	1						0	27	3	1	64	3	0	27		1	185	5	3	681	17
	広	23,544	3,126,396	8,990	28			27	318	74	7	226	10	87	3,249	146	154	7,943	328	101	7,588	196	442	39,419	911
竹林		121																							
無立木地		1,852																							

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満、材積・成長量欄の0は500m³未満である。

3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

区分			8齢級			9齢級			10齢級			11齢級			12齢級			13齢級			14齢級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			2,316	459,727	8,836	2,904	656,417	9,537	3,846	931,995	11,149	6,661	1,721,375	14,774	8,694	2,387,711	17,246	7,509	2,125,682	11,430	5,358	1,456,524	4,516	
立木地	人造林	総数	2,316	459,727	8,836	2,904	656,417	9,537	3,846	931,995	11,149	6,661	1,721,375	14,774	8,694	2,387,711	17,246	7,509	2,125,682	11,430	5,358	1,456,524	4,516	
		針	1,787	405,216	8,087	2,153	570,693	8,551	2,821	801,297	10,004	4,494	1,436,397	13,541	5,416	1,946,800	16,040	4,482	1,715,272	10,192	2,733	1,092,624	3,937	
		広	529	54,511	749	752	85,724	986	1,026	130,698	1,145	2,167	284,978	1,233	3,278	440,911	1,206	3,027	410,410	1,238	2,625	363,900	579	
	人工林	総数	1,787	404,971	8,077	2,151	570,047	8,543	2,817	799,628	9,995	4,461	1,427,767	13,472	5,268	1,899,492	15,711	4,215	1,634,850	9,768	2,369	980,254	3,519	
		針	1,783	404,619	8,076	2,147	569,536	8,537	2,813	799,443	9,993	4,457	1,427,190	13,468	5,254	1,896,547	15,689	4,211	1,634,364	9,766	2,367	979,548	3,516	
		広	3	352	1	5	511	6	4	185	2	5	577	4	14	2,945	22	3	486	2	2	706	3	
	天然林	育成单層林	総数	1,656	375,495	7,363	2,081	549,717	8,234	2,679	762,832	9,468	4,227	1,345,010	12,506	4,937	1,776,232	14,467	3,934	1,519,445	8,912	2,245	926,905	3,262
		針	1,653	375,176	7,362	2,077	549,287	8,229	2,675	762,647	9,466	4,223	1,344,507	12,503	4,924	1,773,340	14,445	3,931	1,518,959	8,910	2,244	926,636	3,262	
		広	3	319	1	4	430	5	4	185	2	4	503	3	13	2,892	22	3	486	2	2	269		
	育成複層林	総数	131	29,476	714	70	20,330	309	138	36,796	527	235	82,757	966	331	123,260	1,244	281	115,405	856	124	53,349	257	
		針	131	29,443	714	70	20,249	308	138	36,796	527	234	82,683	965	331	123,207	1,244	281	115,405	856	123	52,912	254	
		広	0	33		1	81	1				1	74	1	0	53				1	437	3		
	天然林	総数	4	423	7	1	99	1	6	759	9	7	965	7	19	2,458	2	17	2,228	11	7	949		
		針																						
		広	4	423	7	1	99	1	6	759	9	7	965	7	19	2,458	2	17	2,228	11	7	949		
	育成单層林	総数	4	398	7	1	99	1	5	591	9	4	589	4	1	76		14	1,782	9	3	497		
		針																						
		広	4	398	7	1	99	1	5	591	9	4	589	4	1	76		14	1,782	9	3	497		
	育成複層林	総数	0	25					1	168		3	376	3	19	2,382	2	3	446	2	3	452		
		針																						
		広	0	25					1	168		3	376	3	19	2,382	2	3	446	2	3	452		
	天然生林	総数	525	54,333	752	752	86,271	993	1,023	131,608	1,145	2,192	292,643	1,295	3,407	485,761	1,533	3,277	488,604	1,651	2,982	475,321	997	
		針	3	597	11	6	1,157	14	8	1,854	11	37	9,207	73	162	50,253	351	270	80,908	426	366	113,076	421	
		広	522	53,736	741	746	85,114	979	1,015	129,754	1,134	2,155	283,436	1,222	3,245	435,508	1,182	3,007	407,696	1,225	2,616	362,245	576	
竹林																								
無立木地																								

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満、材積・成長量欄の0は500m³未満である。

3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

区分		15齢級			16齢級			17齢級			18齢級			19齢級			20齢級			21齢級以上			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量													
総 数		2,937	738,262	1,468	1,567	483,127	536	1,568	415,889	262	1,264	328,361	98	1,317	324,484	320	610	160,961	16	7,996	1,545,911	298	
立木	総数	総数	2,937	738,262	1,468	1,567	483,127	536	1,568	415,889	262	1,264	328,361	98	1,317	324,484	320	610	160,961	16	7,996	1,545,911	298
		針	1,291	511,035	1,222	985	400,766	533	797	306,629	249	598	234,372	94	653	231,415	320	315	119,759	16	3,115	867,321	298
		広	1,646	227,227	246	583	82,361	3	771	109,260	13	665	93,989	4	665	93,069		295	41,202		4,881	678,590	
	人工林	総数	951	414,002	933	811	343,269	482	660	263,922	171	511	205,104	80	467	182,834	63	260	102,382	13	636	246,138	12
		針	951	413,964	933	811	343,269	482	660	263,922	171	509	204,807	80	444	179,603	63	259	102,309	13	623	244,402	12
		広	1	38							2	297		23	3,231		1	73		13	1,736		
	育成单層林	総数	908	394,808	901	787	333,345	471	636	254,756	168	483	193,860	73	431	174,128	62	245	96,248	13	581	229,898	11
		針	907	394,770	901	787	333,345	471	636	254,756	168	483	193,860	73	431	174,128	62	245	96,207	13	581	229,898	11
		広	1	38													0	41					
	育成複層林	総数	43	19,194	32	23	9,924	11	24	9,166	3	28	11,244	7	36	8,706	1	15	6,134		55	16,240	1
		針	43	19,194	32	23	9,924	11	24	9,166	3	26	10,947	7	13	5,475	1	14	6,102		42	14,504	1
		広									2	297		23	3,231		0	32		13	1,736		
	天然林	総数	5	703		2	283				1	134		7	999					59	8,040		
		針																					
		広	5	703		2	283				1	134		7	999					59	8,040		
	育成单層林	総数	1	171							1	134		1	116								
		針																					
		広	1	171							1	134		1	116								
	育成複層林	総数	4	532		2	283									6	883			59	8,040		
		針																					
		広	4	532		2	283									6	883			59	8,040		
天然生林	総数	1,981	323,557	535	755	139,575	54	908	151,967	91	752	123,123	18	843	140,651	257	350	58,579	3	7,301	1,291,733	286	
	針		341	97,071	289	174	57,497	51	137	42,707	78	89	29,565	14	208	51,812	257	56	17,450	3	2,492	622,919	286
	広		1,640	226,486	246	581	82,078	3	771	109,260	13	662	93,558	4	635	88,839		294	41,129		4,810	668,814	
竹林																							
無立木地																							

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積欄の0は0.5ha未満、材積・成長量欄の0は500m³未満である。

3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

(2)制限林普通林別森林資源表

単位 面積:ha、材積・成長量:1,000m³

区分	総数	立木地																				無立木地								
		人工林			天然林																									
		総数			育成單層林				育成複層林				総数			育成單層林			育成複層林			天然生林								
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹					
総数	面積	60,333	58,361	34,288	24,073	30,287	29,932	354	28,606	28,303	303	1,680	1,629	51	28,074	4,355	23,718	55	-	55	119	-	119	27,900	4,355	23,544	121	1,852	41	1,811
	材積	14,206	14,206	11,036	3,170	9,883	9,859	24	9,320	9,303	18	563	556	6	4,323	1,177	3,146	5	-	5	14	-	14	4,303	1,177	3,126	-	-	-	-
	成長量	100	100	90	10	89	88	1	83	82	1	6	6	0	11	2	9	0	-	0	0	-	0	11	2	9	-	-	-	-
制限林	面積	37,302	35,922	20,204	15,718	17,413	17,220	193	16,311	16,164	147	1,102	1,057	46	18,509	2,983	15,525	33	-	33	112	-	112	18,364	2,983	15,380	12	1,369	13	1,356
	材積	8,296	8,296	6,206	2,090	5,488	5,475	13	5,134	5,127	7	354	348	6	2,807	730	2,077	3	-	3	14	-	14	2,791	730	2,060	-	-	-	-
	成長量	66	66	61	6	60	59	0	55	55	0	4	4	0	7	1	5	0	-	0	0	-	0	7	1	5	-	-	-	-
普通林	面積	23,031	22,439	14,084	8,355	12,874	12,712	162	12,296	12,140	156	578	572	6	9,565	1,372	8,193	22	-	22	7	-	7	9,536	1,372	8,164	109	483	28	455
	材積	5,910	5,910	4,831	1,080	4,395	4,384	11	4,186	4,176	10	209	208	1	1,515	447	1,069	2	-	2	0	-	0	1,513	447	1,066	-	-	-	-
	成長量	34	34	30	4	29	29	0	27	27	0	2	2	0	5	1	4	0	-	0	0	-	0	5	1	4	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積 0 は 0.5 ha 未満、材積、成長量は 0 は 500m³未満である。

3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

(3) 市町村別森林資源表

単位 面積: ha、材積: 1,000m³

区分	総数	立木地																				竹林	無立木地							
		人 工 林			天 然 林																									
		総 数			育 成 单 層 林			育 成 複 层 林			総 数			育 成 单 层 林			育 成 複 层 林			天 然 生 林										
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹								
総数	面積	60,333	58,361	34,288	24,073	30,287	29,932	354	28,606	28,303	303	1,680	1,629	51	28,074	4,355	23,718	55	-	55	119	-	119	27,900	4,355	23,544	121	1,852	41	1,811
	材積	14,206	14,206	11,036	3,170	9,883	9,859	24	9,320	9,303	18	563	556	6	4,323	1,177	3,146	5	-	5	14	-	14	4,303	1,177	3,126	-	-	-	-
奥西環境森林事務所管内計	面積	45,040	43,510	26,543	16,967	23,732	23,522	210	22,151	21,991	160	1,581	1,531	50	19,779	3,021	16,757	39	-	39	114	-	114	19,626	3,021	16,604	24	1,505	13	1,492
	材積	11,023	11,023	8,794	2,229	8,069	8,054	15	7,534	7,525	9	535	529	6	2,954	740	2,214	3	-	3	14	-	14	2,937	740	2,197	-	-	-	-
日光市	面積	45,040	43,510	26,543	16,967	23,732	23,522	210	22,151	21,991	160	1,581	1,531	50	19,779	3,021	16,757	39	-	39	114	-	114	19,626	3,021	16,604	24	1,505	13	1,492
	材積	11,023	11,023	8,794	2,229	8,069	8,054	15	7,534	7,525	9	535	529	6	2,954	740	2,214	3	-	3	14	-	14	2,937	740	2,197	-	-	-	-
東京環境森林事務所管内計	面積	14,836	14,408	7,541	6,867	6,375	6,231	144	6,284	6,141	142	92	90	2	8,033	1,310	6,723	16	-	16	6	-	5	8,012	1,310	6,702	92	336	28	308
	材積	3,100	3,100	2,183	917	1,763	1,754	9	1,737	1,728	9	25	25	0	1,338	429	908	2	-	2	0	-	0	1,336	429	906	-	-	-	-
宇都宮市	面積	7,591	7,406	4,879	2,527	4,651	4,609	42	4,584	4,543	41	67	66	1	2,755	270	2,485	10	-	10	0	-	0	2,745	270	2,475	27	159	1	157
	材積	1,770	1,770	1,421	349	1,347	1,344	3	1,328	1,325	3	19	19	0	423	77	346	1	-	1	0	-	0	423	77	345	-	-	-	-
真岡市	面積	1,424	1,353	464	889	244	229	15	242	227	15	2	2	-	1,109	235	874	-	-	-	-	-	-	1,109	235	874	23	48	0	47
	材積	226	226	108	118	51	50	1	51	50	1	0	0	-	175	58	117	-	-	-	-	-	-	175	58	117	-	-	-	-
上三川町	面積	145	141	28	113	13	13	-	13	13	-	-	-	-	128	15	113	-	-	-	-	-	-	128	15	113	0	4	-	4
	材積	22	22	7	15	3	3	-	3	3	-	-	-	-	19	3	15	-	-	-	-	-	-	19	3	15	-	-	-	-
益子町	面積	2,595	2,535	1,353	1,182	831	762	69	819	750	69	11	11	-	1,705	591	1,113	-	-	-	1	-	1	1,704	591	1,113	18	42	2	40
	材積	596	596	441	156	211	208	4	208	204	4	3	3	-	385	233	152	-	-	-	0	-	0	385	233	152	-	-	-	-
市貝町	面積	2,378	2,311	627	1,684	486	475	11	479	468	11	7	7	-	1,825	152	1,672	6	-	6	3	-	3	1,816	152	1,664	16	52	20	32
	材積	384	384	166	218	119	118	1	117	116	1	2	2	-	266	48	217	1	-	1	0	-	0	265	48	216	-	-	-	-
芳賀町	面積	703	663	190	472	150	144	7	146	140	7	4	4	0	512	47	465	0	-	0	1	-	1	511	47	464	9	31	5	27
	材積	101	101	41	60	31	31	1	31	30	1	1	1	0	70	10	60	0	-	0	0	-	0	70	10	60	-	-	-	-
矢板森林管理事務所管内計	面積	457	442	203	239	180	179	1	172	171	1	8	8	-	262	24	238	-	-	-	-	-	-	262	24	238	4	11	-	11
	材積	83	83	59	23	52	52	0	50	50	0	2	2	-	31	7	23	-	-	-	-	-	-	31	7	23	-	-	-	-
高根沢町	面積	457	442	203	239	180	179	1	172	171	1	8	8	-	262	24	238	-	-	-	-	-	-	262	24	238	4	11	-	11
	材積	83	83	59	23	52	52	0	50	50	0	2	2	-	31	7	23	-	-	-	-	-	-	31	7	23	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積 0 は 0.5 ha 未満、材積 0 は 500 m³未満であり、-は該当なしである。

3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積:ha、材積:1,000m³

区分	総数	立木地																				無立木地								
		人 工 林			天 然 林												育成單層林				育成複層林									
					育成單層林			育成複層林			育成單層林			育成複層林			天然生林													
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹					
○〇	面積	60,333	58,361	34,288	24,073	30,287	29,932	354	28,606	28,303	303	1,680	1,629	51	28,074	4,355	23,718	55	-	55	119	-	119	27,900	4,355	23,544	121	1,852	41	1,811
		材積	14,206	14,206	11,036	3,170	9,883	9,859	24	9,320	9,303	18	563	556	6	4,323	1,177	3,146	5	-	5	14	-	14	4,303	1,177	3,126	-	0	-
○〇	面積	3,834	3,707	2,143	1,565	2,050	2,023	28	1,992	1,965	27	58	58	1	1,657	120	1,537	4	-	4	-	-	-	1,653	120	1,533	0	127	2	125
		材積	786	786	588	198	564	562	1	550	548	1	14	14	0	222	26	196	0	-	0	-	-	-	222	26	196	-	-	-
市町村有林	面積	1,460	1,448	845	603	802	778	24	756	732	24	46	46	-	646	67	579	0	-	0	-	-	-	646	67	579	0	11	1	10
		材積	353	353	272	80	253	251	2	237	235	2	16	16	-	100	21	78	0	-	0	-	-	-	100	21	78	-	-	-
財産区有林	面積	3,576	3,569	794	2,776	807	785	21	787	766	21	19	19	-	2,763	8	2,754	0	-	0	-	-	-	2,762	8	2,754	-	7	-	7
		材積	612	612	247	366	246	245	1	239	238	1	7	7	-	366	2	364	0	-	0	-	-	-	366	2	364	-	-	-
私有林	面積	51,463	49,636	30,507	19,129	26,628	26,347	281	25,071	24,840	231	1,557	1,506	51	23,008	4,160	18,848	51	-	51	119	-	119	22,838	4,160	18,678	120	1,707	38	1,669
		材積	12,455	12,455	9,929	2,526	8,820	8,801	19	8,295	8,282	13	526	519	6	3,635	1,128	2,507	5	-	5	14	-	14	3,616	1,128	2,487	-	0	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 面積 0 は 0.5 ha 未満、材積 0 は 500m³未満であり、-は該当なしである。

3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積 : ha

区分 市町村	保 安 林					施設 地区	砂防 指定地	自 然 公 園							県自然 環境 保全 地域の 特別 保護 地区	鳥獣保 護法による 特別 保護 地区	都市 計画 法に よる 風致 地区	文化財保 護法による 史跡名勝 天然記念 物に係る 指定地等	合 計	
	水 源 かん養	土 砂 流 出 防 備	土 砂 崩 壊 防 備	そ の 他 の 保 安 林	計			特 别 保 護 地 区	第 一 种 特 别 地 域	第 二 种 特 别 地 域	第 三 种 特 别 地 域	小 計	第 二 种 特 别 地 域	第 三 种 特 别 地 域						
	総 数	- 20,856	- 10,508	- 35	(6,494) 6,772	(6,494) 38,171	- -	(820) 344	(344) 1,086	(1,086) 7,249	(6,569) 990	(915) 9,668	(8,914) 247	(82) -	(82) 247	(158) 158	(88) 88	(20) 166	(2) 65	(16,577) 49,869
県西環境森林事務所管内計	- 20,715	- 9,968	- 33	(6,440) 6,462	(6,440) 37,178	- -	(803) 1,151	(344) 344	(1,086) 1,086	(6,569) 7,249	(915) 990	(8,914) 9,668	- 1	- -	- 1	(158) 158	(67) 67	(20) 106	(2) 50	(16,403) 48,379
日 光 市	- 20,715	- 9,968	- 33	(6,440) 6,462	(6,440) 37,178	- -	(803) 1,151	(344) 344	(1,086) 1,086	(6,569) 7,249	(915) 990	(8,914) 9,668	- 1	- -	- 1	(158) 158	(67) 67	(20) 106	(2) 50	(16,403) 48,379
県東環境森林事務所管内計	- 141	- 539	- 2	(47) 285	(47) 967	- -	(17) 155	- -	- -	- -	- -	(82) 245	- -	(82) 245	- -	(21) 21	- 60	- 15	- 1,464	(167)
宇 都 宮 市	- -	- 487	- 2	(17) 227	(17) 716	- -	(14) 131	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 60	- -	- 908	(31)
真 岡 市	- -	- -	- -	(16) 44	(16) 44	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 44	(16)
上 三 川 町	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	-
益 子 町	- 141	- 3	- -	(14) 14	(14) 158	- -	(2) 14	- -	- -	- -	- -	- -	(42) 125	- -	(42) 125	- -	(21) 21	- -	- -	(79) 318
市 貝 町	- -	- 48	- -	- -	- 48	- -	(1) 10	- -	- -	- -	- -	- -	(41) 120	- -	(41) 120	- -	- -	- -	- 15	(42) 193
芳 賀 町	- -	- 1	- -	- -	- 1	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- 1	-
矢板森林管理事務所管内計	- -	- 1	- -	(7) 25	(7) 26	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(7) 26
高 根 沢 町	- -	- 1	- -	(7) 25	(7) 26	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	(7) 26

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 0は、0.5ha未満、-は該当なしである。

3 ()書きは、左の制限林との兼種で、下段の内数である。

(6) 樹種別材積表

単位 材積 : 1, 000 m³

樹種 林種	針葉樹				
	スギ	ヒノキ	マツ	カラマツ	その他
総数	6,618	2,647	698	403	670
人工林	6,618	2,647	174	401	20
天然林	0	0	524	2	651

単位 材積 : 1, 000 m³

樹種 林種	広葉樹										
	キリ	ポプラ	クヌギ	ナラ	アカシア	ハンノキ	ケヤキ	ブナ	カバ	エンジュ	その他
総数	0	0	76	67	1	0	2	158	95	0	2,770
人工林	0	0	1	6	1	0	2	1	-	0	12
天然林	-	-	75	61	0	0	0	157	95	-	2,757

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 材積 0 は 500 m³未満、- は該当なしである。

3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

(7) 特定保安林の指定状況

本計画区において、該当する森林はない。

(8) 荒廃地等の面積

単位 面積： h a

区分	荒 廃 地		荒 廃 危 険 地
	崩 壊 地	地 す べ り 地	
総 数	709	65	2,242
県西環境森林事務所管内計	457	37	2,075
日 光 市	457	37	2,075
県東環境森林事務所管内計	248	28	159
宇 都 宮 市	116	-	106
真 岡 市	9	-	10
上 三 川 町	-	-	-
益 子 町	42	-	28
市 貝 町	75	28	14
芳 賀 町	6	-	1
矢板森林管理事務所管内計	4	-	8
高 根 沢 町	4	-	8

- (注)
- 1 区分欄には現在の市町村名を記載し、市町村毎に面積を集計する。
 - 2 面積は、小数点以下1位四捨五入、整数止めとする。
 - 3 平成31(2019)年3月31日現在の数値である。

(9) 森林の被害

単位 面積 : ha

区分	火 灾			病 虫 害			獸 害			気 象 害		
	面 積			面 積			面 積			面 積		
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 2 7	H 2 8	H 2 9
総 数	0.16	0	0	9.21	1.23	1.43	26.69	36.31	21.98	6.16	0	0
県西環境森林事務所管内計	-	0	0	0	0	0	26.69	36.31	21.98	3.70	0	-
日 光 市	-	0	0	0	0	0	26.69	36.31	21.98	3.70	0	-
県東環境森林事務所管内計	0.16	0	-	9.00	1.13	1.22	-	-	-	2.46	0	0
宇 都 宮 市	-	-	-	0.96	0.24	0.22	-	-	-	2.46	0	0
真 岡 市	-	-	-	2.04	0.30	0.27	-	-	-	-	-	-
上 三 川 町	-	-	-	0.06	0.01	0.01	-	-	-	-	-	-
益 子 町	0.05	-	-	4.18	0.41	0.56	-	-	-	-	-	-
市 貝 町	0.11	0	-	1.52	0.15	0.14	-	-	-	-	-	-
芳 賀 町	-	-	-	0.24	0.02	0.02	-	-	-	-	-	-
矢板森林管理事務所管内計	-	-	-	0.21	0.10	0.21	-	-	-	-	-	-
高 根 沢 町	-	-	-	0.21	0.10	0.21	-	-	-	-	-	-

(注) 1 面積 0 は 0. 05 ha 未満であり、- は該当なし。

2 獣害についてはH 2 3 以降、調査方法を変更している。

(10) 防火線等の整備状況

防火管理道 鞍 掛 (宇都宮市) 656 m

大 沼 線 (日光市) 1, 240 m

計 1, 896 m

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数 : 戸

区分	総 数	1～5ha	5～10ha	10～50ha	50ha 以上
		未 満	未 満	未 満	
総 数	4,188	3,108	587	449	44
県西環境森林事務所管内 計	1,810	1,169	304	306	31
日 光 市	1,810	1,169	304	306	31
県東環境森林事務所管内 計	2,259	1,837	271	140	11
宇 都 宮 市	1,076	813	155	102	6
真 岡 市	221	193	15	11	2
上 三 川 町	53	50	3	-	-
益 子 町	356	295	43	16	2
市 貝 町	370	316	44	9	1
芳 賀 町	183	170	11	2	-
矢板森林管理事務所管内 計	119	102	12	3	2
高 根 泽 町	119	102	12	3	2

(注) 2010年世界農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積 : h a

区分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	76	16,129	11	5,870	65	10,259	
県西環境森林事務所管内計	49	14,693	3	5,494	46	9,198	
日 光 市	49	14,693	3	5,494	46	9,198	
県東環境森林事務所管内計	26	1,435	7	375	19	1,061	
宇 都 宮 市	21	1,300	2	239	19	1,061	
真 岡 市	1	7	1	7			
上 三 川 町							
益 子 町	2	122	2	122			
市 貝 町	1	4	1	4			
芳 賀 町	1	2	1	2			
矢板森林管理事務所管内計	1	1	1	1			
高 根 沢 町	1	1	1	1			

(注) 1 数値は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数値を合計しても総数に一致しない場合がある。

2 市町村別の件数欄は当該市町村の森林についてたてられている森林経営計画の認定件数である。

(数市町村にわたる森林経営計画については、各々1件として計上している。)

3 公有林及び私有林の件数の合計は、重複があるため総数の件数と合わないことがある。

4 数値は、平成30年4月1日有効の森林経営計画について取りまとめたものである。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積 : ha

区分	農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘 工場等建物 敷地及び その付帯地	採石採土地	その他	総計
総数	12	22	80	2	129	244
県西環境森林事務所管内 計	-	-	4	-	9	13
日光市	-	-	4	-	9	13
県東環境森林事務所管内 計	11	22	71	2	114	221
宇都宮市	7	3	23	2	74	109
真岡市	3	-	30	-	16	49
上三川町	-	-	2	-	1	3
益子町	0	18	3	-	9	31
市貝町	0	-	6	-	7	12
芳賀町	1	-	7	-	9	17
矢板森林管理事務所管内 計	1	-	4	-	6	10
高根沢町	1	-	4	-	6	10

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致

しない場合がある。

2 農用地は、田、畑、樹園地、牧草地とする。

3 0 は 0.5 ha 未満であり、- は該当なし。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積 : ha

区分	原野	農用地	その他	総計
総数	1	0	2	4
県西環境森林事務所管内 計	0	-	1	2
日光市	0	-	1	2
県東環境森林事務所管内 計	1	0	1	2
宇都宮市	0	-	1	1
真岡市	-	-	-	-
上三川町	-	-	-	-
益子町	-	-	-	-
市貝町	1	-	-	1
芳賀町	0	0	-	0
矢板森林管理事務所管内 計	-	-	-	-
高根沢町	-	-	-	-

(注) 1 数量は、すべて単位未満を四捨五入しているので、個々の数字を合計しても総数に一致

しない場合がある。

2 農用地は、田、畑、樹園地、牧草地とする。

3 0 は 0.5 ha 未満であり、- は該当なし。